

## 入札制度について

### 格付条件等の見直しについて（前年度と異なる格付のある工種を希望した場合）

※現在、格付のある工種の競争入札参加者の格付方法については、客観点数に主観点数を加減した総合点数に基づき行っている。

- ※ 客観点数：経営事項審査により求められた数値
- 主観点数：工事成績評定点の平均点により求められた数値

前年度から引き続き競争入札参加資格申請書を提出した者が、前年度と異なる格付のある工種を希望した場合の格付について

【現 行】 ・総合点数による格付等級の直近下位に格付する。

【改正後】 ・総合点数による格付等級に格付する。

#### 【例：前年度と異なる希望工種の場合】

(株)△□建設（土木一式工事） 総合点数 720 点  
前年度希望工種 建築一式工事

現行では、(株)△□建設は前年度、建築一式工事に登録されていたため、今回、土木一式工事を希望すれば、総合点数による格付けⅡ等級の直近下位Ⅲ等級に格付することになる。

しかし、今回の改正により総合点数のみで格付することになり、Ⅱ等級に格付することとなる。

格付表

等級	土木一式工事	現行	改正後
I	725 点以上		
II	725 点未満 720 点以上		○
III	720 点未満 630 点以上	○	
IV	630 点未満		

## 平成29年度飯塚市職員採用試験実施状況

試験区分	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 (人)
行政事務(上級)	18名程度	420名	217名	72名	64名	37名
行政事務(初級)	3名程度	172名	58名	19名	15名	11名
行政事務 (身体障がい者対象)	2名程度	7名	4名	3名	3名	2名
行政事務 (UIJターン)	6名程度	26名	21名	14名	14名	12名
行政事務 (県内在住者)	6名程度	101名	85名	24名	23名	18名
土 木	2名程度	13名	4名	3名	2名	2名
土 木 (民間企業等職務経験者)	2名程度	4名	4名	3名	3名	3名
建 築	1名程度	9名	5名	3名	3名	3名
建 築 (民間企業等職務経験者)	1名程度	2名	2名	2名	2名	1名
運動指導員	1名以内	10名	8名	3名	3名	3名
保育士	8名以内	57名	44名	24名	20名	17名
保健師	3名以内	30名	14名	7名	7名	7名
管理栄養士	1名以内	49名	26名	6名	5名	5名
合 計	54名程度	900名	492名	183名	164名	121名

## 任期付職員の採用について

### 1 目的

任期付職員制度は、本格的な業務に従事する職員を複数年にわたる任期を設定して任用することが可能な制度であり、資格及び専門的な知識を要する職種において、任期を定めて採用することで、数年程度で変動する業務量・必要人員に対応し、行政サービスの低下を招くことがないよう任用するもの。

### 2 採用の概要

募集職種	保育士	生活保護ケースワーカー
選定理由	・人員確保 ・年齢構成の平準化	・人員確保 ・生活保護世帯数の増減に対応
任用根拠	飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条（フルタイム）	飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条（短時間）
任期	3年	3年
年齢要件	57歳まで（H30.4.1時点）	57歳まで（H30.4.1時点）
資格要件	保育士資格及び幼稚園教諭免許	社会福祉士又は社会福祉主事
採用方法	飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則により採用	飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則により採用
募集人数	14名程度	7名程度

### 3 今後のスケジュール

- 12月 下旬 試験公告
- 1月 下旬 試験実施
- 2月 中旬 合格発表
- 4月 1日 採用予定

## 職員の不祥事について

以下のとおり職員の不祥事についてご報告いたします。

### 【当該職員】

福祉部 20歳代 男性

### 【事件発生日】

平成29年11月24日

### 【事件内容】

- 業務終了後、同僚職員4名と共に、懇親会を行い、当該職員はビール中ジョッキ1杯、及び水割り等の焼酎3杯を飲酒した。
- 懇親会解散後、2時間程度経過した後に当該職員は自家用車を運転し、福岡市内の知人宅に向かった。
- 当該職員は、粕屋警察署管内の国道201号線バイパスで、巡回中のパトロールカーに停止を求められ、酒気帯び運転の道路交通法違反で検挙された（呼気1リットル中0.16ミリigramのアルコール分）。
- 当該職員の行政処分については未確定（平成29年12月11日時点）。

### 【今後の対応について】

当該職員に関する行政処分の到達後、厳正に対応する。

---

# 飯塚市地域情報化計画(素案)

---

平成29年12月  
総務部情報推進課

# 目次

<b>第1章</b>	はじめに .....	2
1	計画策定の趣旨 .....	2
2	計画の位置づけ .....	3
3	計画の構成と期間 .....	4
4	情報化の動向 .....	5
<b>第2章</b>	情報化の現状と課題 .....	9
1	本市における情報化の現状 .....	9
2	本市が抱える情報化の課題 .....	10
<b>第3章</b>	情報化の方向性 .....	12
1	基本方針 .....	12
2	基本目標 .....	13
<b>第4章</b>	情報化の施策 .....	15
1	個別施策 .....	15
<b>第5章</b>	計画の推進 .....	26
1	進捗管理と計画の推進 .....	26
2	評価と計画の見直し .....	26

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

我が国においては、ますます少子高齢化が進むことが予測され、労働人口の減少、社会保障費の増大や経済規模の縮小など、社会経済や雇用情勢への多大な影響が懸念されています。

これに加え、地方圏においては、生産年齢層が、高い賃金や雇用の安定性を求めて大都市圏へ流出していることも大きな課題となっています。

本市においても例外ではなく、少子高齢化や人口減少、これに伴う厳しい財政状況がこのまま進行すれば、本市のまちづくりにも大きく影響することが予測されます。

このような状況の一方で、情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い、スマートフォン<sup>※1</sup>やタブレット端末<sup>※2</sup>などの普及が進み、いつでも、どこでも、誰とでもつながり、映像、画像データを含む多種多様で大量の情報を共有することができるようになったことにより、市民の生活やコミュニケーションの形態が大きく変わるとともに、働き方までもが変わろうとしています。

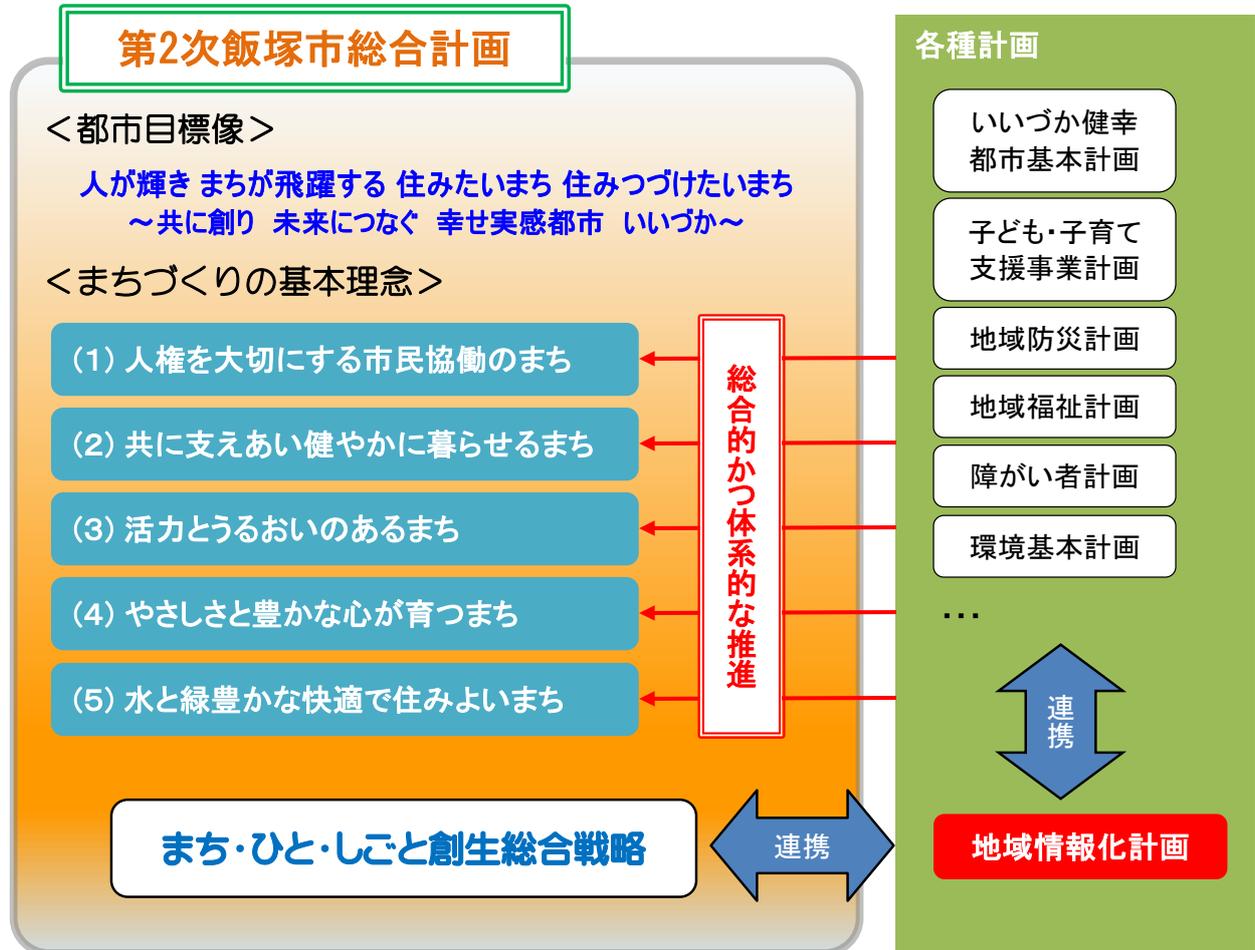
そこで飯塚市では、「いつでも、どこでも、誰とでもつながる」というICTの特性を生かして、地域情報化を推進し、大都市圏や海外ともつながることにより、自然あふれる地方都市としての住みやすさに、利便性や働きやすさといった、さらなる魅力をプラスすることで、人口減少や地域経済の停滞に歯止めをかけ、将来にわたって発展し続けることができるまちづくりを目指して、「飯塚市地域情報化計画」を策定するものです。

※1 スマートフォン：パソコンに近い性質を持った携帯電話。

※2 タブレット端末：キーボードがなく、液晶ディスプレイに指先で触れて操作する、軽量なパソコン。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した「第2次飯塚市総合計画」を上位計画とし、本市の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現を目指すため、情報化の動向等を踏まえながら、本市が取り組む情報化施策を示す計画として位置づけられています。



### 3 計画の構成と期間

本計画は、「基本方針」、「基本目標」、「個別施策」で構成し、個別施策を実現するための具体的な事業については、「第2次飯塚市総合計画」における「実施計画」の枠組みで実施することとします。

なお、計画期間は、2018年度(平成30年度)を初年度とし、最終年度を「第2次飯塚市総合計画」と同じく2026年度(平成38年度)までとします。(9年間)



## 4 情報化の動向

### (1) 社会的な情報化の動向

インターネット<sup>※1</sup>の普及、有線・無線ネットワークの高速化、大容量化など情報通信技術の進展に伴い、主に次のような状況となっています。

#### ■ スマートフォン、タブレット端末の普及

近年、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及により、いつでも、誰でも、どこでもインターネットに接続できるようになり、その利便性から利用者も年々増加しています。

また、スマートフォンなどの処理能力や通信技術などの向上により、映像、画像データを含む多種多様で大量のデータ伝送が可能となったことから、データ流通量も飛躍的に増大している状況です。

#### ■ ソーシャルメディア<sup>※2</sup>の普及

スマートフォン等のモバイル端末<sup>※3</sup>の普及により、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができるソーシャルメディアも急速に普及してきています。

代表的なものとして、ブログ、フェイスブックやツイッター等のSNS<sup>※4</sup>(ソーシャルネットワーキングサービス)、ユーチューブやニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE等のメッセージングアプリがあります。

#### ■ データの利活用

インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上に伴い、文字だけでなく、音声や写真、動画などを含め、企業が保有する情報、個人のライフログ<sup>※5</sup>情報など、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆるビッグデータ<sup>※6</sup>を収集、分析し、商品開発や販売戦略などのマーケティング<sup>※7</sup>に活かすなど、ビジネスシーンでの活用が進んでいます。

※1 インターネット：世界中の膨大なコンピュータや通信機器を相互に繋いだ、巨大なネットワーク。

※2 ソーシャルメディア：インターネット上で展開される、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディア(媒体)のこと。

※3 モバイル端末：小型軽量で持ち運びに適した情報端末のこと。小型ノートパソコン・スマートフォン・タブレット端末など。

※4 SNS：インターネット上で人と人のコミュニティを形成するサイトで、趣味、出身、その他の共通のつながりにより、人間関係を構築する場を提供するサービス。

※5 ライフログ：普段の私たちの生活や体験を映像・音声・位置情報などを電子データとして記録すること。

※6 ビッグデータ：様々な種類や形式を含んでいて、記録や保管、解析が難しい膨大なデータのこと。

※7 マーケティング：販売の促進を目的として企業が消費者のニーズに合わせて商品の生産やサービスの強化をすること、また、そのために情報収集を行うこと。

また、国や地方公共団体など公共機関が保有しているデータを機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開する、いわゆるオープンデータ<sup>※1</sup>を活用した新たな行政サービスやビジネスの創出も期待されています。

## ■ IoT<sup>※2</sup>、AI<sup>※3</sup>技術の進展

端末などのセンサー技術の小型軽量化、低廉化により、モノのインターネット(IoT:Internet of Things)の爆発的な普及も始まっています。

IoTは、パソコンやスマートフォンだけでなく、テレビやエアコンなど、あらゆるモノがインターネットに繋がることにより、モノが相互通信し、遠隔からも認識や計測、制御などが可能となる技術です。

また、人工知能(AI:Artificial Intelligence)についても、インターネットの検索エンジン<sup>※4</sup>やスマートフォンの音声応答アプリケーション<sup>※5</sup>の音声検索や音声入力機能、各社の掃除ロボットなど、既に様々な商品・サービスに組み込まれており、「ビッグデータ」と呼ばれているような大量のデータを用いることでAI自身が知識を獲得する「機械学習」や知識を定義する要素(特徴)をAIが自ら習得するディープラーニング<sup>※6</sup>(深層学習)などにより、技術水準も飛躍的に向上してきているような状況です。

---

※1 オープンデータ:誰でも利用・加工が可能で利用料や著作権等がない状態で公開されたデータのこと。

※2 IoT:様々な物や機械をインターネットとつなぐこと。センサーと通信機器がついた物や機械がデータを収集・通信し、集積されたデータを生活やビジネスに活用することができる。

※3 AI:学習・推論・認識・判断などの人間の知能を持たせたコンピュータシステムのこと。

※4 検索エンジン:インターネット上に存在する様々な情報を検索するシステムのこと。

※5 アプリケーション:ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて設計されたソフトウェア。

※6 ディープラーニング:コンピュータ自らが、データに含まれる潜在的な特徴をとらえ、より正確で効率的な判断をする学習法。

## (2) 国における情報化の動向

地方公共団体の情報化施策に関連する最近の国の動向は、主に次のような状況となっています。【「世界最先端IT<sup>※1</sup>国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)」等より】

### ■ 自治体クラウド<sup>※2</sup>の推進

地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、業務の共通化・標準化を行いつつ、クラウドコンピューティング技術<sup>※3</sup>を活用した自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。

また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等自治体クラウドの質の一層の向上を図る。

### ■ ICTガバナンス<sup>※4</sup>体制の強化

一定の専門性を有する人材の育成・確保を図るとともに、サイバーセキュリティ<sup>※5</sup>対策、システム改革や業務改革、ICT利活用推進等の着実な取組を推進する。

また、システム改革や業務改革を通じて得られた知見・ノウハウを全体で蓄積・共有することにより、システムや業務に係る正確な現状把握やサービス品質向上のために分析が必要な数値等の活用、プロジェクトの適切な管理等に係る職員のスキル(ICITマネジメント能力<sup>※6</sup>)を向上させる取組を推進する。

### ■ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関する取組

平成28年度から国・地方公共団体の調達情報の共有を開始するとともに、マイナンバーカード<sup>※7</sup>を用いた国・地方公共団体における調達手続の簡素化や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討を進め、民間事業者等における業務コストの低減や情報連携による事業活性化に効果的な取組を推進する。

※1 IT:コンピュータの機能やデータ通信に関する技術のこと。ICTとほぼ同じ意味合いで使われる。

※2 自治体クラウド:クラウドコンピューティング技術<sup>※3</sup>を活用して、自治体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

※3 クラウドコンピューティング技術:データセンターに多数のサーバを用意し、ネットワークを通じてソフトウェアやデータ保管領域を利用する技術。(データセンター:各種のコンピュータやデータ通信装置等を設置・運用することに特化した施設の総称。)

※4 ICTガバナンス:組織の目標を実現するために必要な情報システムの導入や運用を適切に管理したり、見直したりする仕組み。

※5 サイバーセキュリティ:サイバー攻撃からの防御行為や安全確保を行うこと。(サイバー攻撃:特定の国家、企業、団体、個人などのネットワークを破壊したりデータを盗んだりする行為。)

※6 ICTマネジメント能力:情報システムを適切に管理運営する能力のこと。

※7 マイナンバーカード:個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

## ■ 情報セキュリティ対策の推進

サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、情報セキュリティの強化は喫緊の課題であり、特に、マイナンバー制度により全国の自治体の情報システムが広く連携することとなるため、より一層のセキュリティの強化が必要である。

そこで、平成27年の日本年金機構における個人情報流出事案等を踏まえ、全ての自治体で情報セキュリティ対策の確保を図るべく取組を推進する。

## ■ 安全で災害に強い社会の実現

ICTを利活用することにより、地理空間情報（G空間情報<sup>※1</sup>）等を活用した避難誘導、消防活動、被災者の安否確認や避難所機能の強化等の災害現場対応を可能とするなど、災害に強い社会の実現に向けた取組を推進する。

## ■ オープンデータ、ビッグデータ利活用の推進

国・地方公共団体・民間事業者等が保有するデータを可能な限り社会全体で共有し、活用するための課題解決型オープンデータを推進する。

また、ビッグデータを相互に結び付け、活用することにより、新ビジネスや官民協働の新サービスなどが創出される社会を実現する。

---

※1 G空間情報：空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）及びそれに関連づけられた情報からなる情報のこと。

## 第2章 情報化の現状と課題

### 1 本市における情報化の現状

#### (1) まちづくりにおける現状

本市では、市民・企業・大学・行政等において、それぞれが豊かな生活や企業活動、学術研究、行政サービスなどでICTを活用しています。

また、ICTを活用するうえで重要な情報・通信基盤の整備についても、通信事業者による高速通信網の整備が進んでいるところです。

#### (2) 行政サービスにおける現状

本市の行政サービスにおいては、市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアを利用した、市税等のコンビニ収納及び住民票や印鑑証明などのコンビニ交付をはじめとして、インターネットを活用した図書館の貸出予約やスポーツ施設予約のシステムも導入しています。

また、多様化する市民ニーズにこたえるため、公式ホームページやSNSを活用した情報発信力の強化にも努めています。

市議会においても、インターネット中継をはじめ、平成29年度からは、タブレット端末を活用したペーパーレス化<sup>\*1</sup>に取り組んでいます。

防災の分野においても、ワンストップ防災情報伝達システムや河川監視カメラのライブ映像配信など、ICTを活用した情報発信に努めています。

#### (3) 行政運営における現状

本市では、業務の効率化のため、住民情報や市税、保健福祉などを処理する基幹系システム、財務会計や文書管理などを行う内部情報系システム、そのほかにも専門分野において様々な電算システムが導入されています。

なお、平成28年1月からは、民間のデータセンターを活用して、他の自治体とシステムを共同利用する、いわゆる「自治体クラウド」にも取り組み、システムの導入・運用コストの削減を図っています。

また、個人情報管理するネットワークとインターネット(外部とつながるネットワーク)を分離するなど、情報漏えいを防止するための情報セキュリティの強靱化にも取り組んでいます。

<sup>\*1</sup> ペーパーレス化：文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンなどでファイルとして閲覧できるようにすることで、業務の効率化やコスト低減を図る取組のこと。

## 2 本市が抱える情報化の課題

### (1) まちづくりにおける課題

#### ● 地域コミュニティや地域経済の活性化

人口減少、少子高齢化などによる急激な社会の変化により、地域がつながり共に助け合う、「共助」の機能が低下しています。

また、人口減少社会において消費の低迷や地域間競争が進む中、様々な創意・工夫による地域経済の振興策が求められています。

そこで、ICTの特性を有効に活用して、人と人、人と地域がつながり、共に支え合う、地域コミュニティの再生及び本市の特性を最大限に生かした地域経済の活性化を支援する取組が必要となっています。

#### ● 安全・安心なまちづくり

近年発生している震災や豪雨被害などにより、市民生活に関わる安全・安心への関心はより一層高まっています。

あらゆる災害に対応し、被害の軽減を図るためには、「自助」、「共助」、「公助」が効果的につながることが重要となります。

また、防犯、交通安全、消費者保護など日常生活における安全・安心にも取り組む必要があります。

このため、ICTを活用し、市民、地域、行政をつなげ、情報発信力を強化する取組が必要となっています。

#### ● 情報格差

経済活動のグローバル化<sup>※1</sup>やICTの飛躍的な進展により、人やもの、大量の情報などがつながっています。

これにより、多くの人たちがその恩恵を受ける一方、情報が行き届かなかつたり、情報があってもうまく活用できなかつたりする、情報格差も生じています。

本市においても、高速通信網の整備は年々進んではいるものの、市内の全域にまでは行き渡っていないのが現状です。

また、情報機器等の扱いに不慣れな人は、情報を得ようとするときに、紙媒体などによる限られた情報しか得ることができず、大量で多様な情報があっても、それを活用できない場合もあります。

今後は、情報・通信基盤の充実に加え、市民の情報処理能力向上の取組や必

<sup>※1</sup> グローバル化：政治・経済、文化など、様々な側面において従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

要な情報を様々な方法で得ることができる仕組みづくりが重要となります。

## (2) 行政サービスにおける課題

### ●いつでも、どこでも、誰でも簡単に

近年のスマートフォンやタブレット端末の急速な普及により、いつでも、誰でも、どこでもインターネットに接続できるようになり、市民生活の利便性が大きく向上する中、行政サービスに対しても、さらなる利便性の向上が求められています。

このため、今後も市民のさらなる利便性の向上に向けて、「いつでも、どこでも、誰でも簡単に」、必要な情報が得られ、各種手続きが行える行政サービスを推進していく必要があります。

### ●多様化する市民ニーズ

近年、人々の趣味・志向・価値観が多様化し、様々なライフスタイル<sup>※1</sup>が存在する中、市民一人ひとりにあわせた行政サービスの提供が求められています。

そこで、多様化する市民ニーズを的確に捉える取組とともに、様々な方法により必要な情報を伝えることができる、情報発信力の強化が重要となります。

## (3) 行政運営における課題

### ●行政運営のさらなる効率化

本市では、業務の効率化を図るため、各種電算システムを導入するとともに、自治体クラウドによるコストの削減も合わせて取り組んでいるところですが、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、さらなる改善、見直しを行い、効果的・効率的な行政運営に取り組んでいく必要があります。

### ●ICTマネジメント

情報化における行政運営のさらなる効率化を推進するためには、電算システム等の適切な改善、見直しを行う仕組みを整備する必要があります。

また、個人情報扱う電算システムのセキュリティ強化とともに、電算システム等を実際に使用し、活用していく職員の情報リテラシー<sup>※2</sup>の向上への取組も重要となります。

※1 ライフスタイル:生活様式。人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

※2 情報リテラシー:情報通信機器等を利用して、情報やデータを扱う能力や知識のこと。情報の選択・収集・発信等の情報活用能力。

## 第3章 情報化の方向性

### 1 基本方針

本市が目指す都市目標像を実現するにあたり、情報化の視点からその実現を支えるために、次とおり情報化の基本方針を定め、本計画を推進します。

#### 基本方針1 ICTでつながる市民協働のまちづくり

ICTの活用により、人と地域、行政がつながり、一人ひとりの個性や能力が発揮される、市民協働のまちを目指します。

また、市内外への情報発信力を強化するとともに、多様化する市民ニーズを的確に捉え、効果的・効率的な行政運営を推進します。

#### 基本方針2 ICTを活用し、共に支えあう健幸なまちづくり

ICTを活用して保健・医療・福祉の連携を図ることにより、子どもから高齢者まですべての市民が共に支えあい、健康で幸せに暮らせるまちを目指します。

#### 基本方針3 ICTで実現！活力とうるおいのあるまちづくり

大学や研究機関、医療機関などが立地し、豊かな自然や歴史的資産が存在するなど、本市の持つ特性とICTの特性を生かした産業の振興や雇用の促進を図るとともに、本市の魅力を生かした観光の振興や国際交流の推進を図ります。

#### 基本方針4 ICTで意欲的な深い学び、豊かな心が育つまちづくり

ICTの特性を生かし、子どもたちの学習意欲を高め、わかりやすく深まる授業を実現し、確かな学力の向上を目指すとともに、校務の効率化を図ります。

また、歴史的・文化的遺産を保護、活用するとともに、生涯学習、スポーツ、文化の振興並びに国際交流・多文化共生の推進を図ることで、やさしさと笑顔にあふれるまちを目指します。

#### 基本方針5 ICTで安全・安心、自然あふれる快適で住みよいまちづくり

防災や防犯にICTを活用し、安全・安心なまちづくりを目指すとともに、定住環境や公共交通の充実など生活基盤・都市基盤の強化を図ります。

また、環境に関する情報を発信し、自然と調和した住みよいまちを目指します。

## 2 基本目標

本計画に定める5つの基本方針を達成するため、基本方針ごとに具体的な基本目標を設定し、計画を推進します。

### 基本方針1 ICTでつながる市民協働のまちづくり

#### 基本目標1-1 ICTで人をつなげ、共に支えあう協働のまちづくり

誰もがICTを利用することで、人や地域、行政がつながり、一人ひとりの個性や能力が発揮され、共に支えあう市民協働のまちを目指します。

#### 基本目標1-2 いつでも、どこでも、誰でも簡単に受けられる行政サービス

情報・通信基盤の整備を促進し、市内外への情報発信力を強化するとともに、ICTを適切に利活用し、いつでも、どこでも、誰でも簡単に、個に応じた行政サービスが受けられる市役所を目指します。

#### 基本目標1-3 効果的・効率的なICTの導入と運用

ICT機器や情報システムの調達・運用コストを抑制するとともに、導入効果の分析や継続的な業務改善を行うことで、効果的・効率的な行政運営を目指します。

#### 基本目標1-4 ICTマネジメントの推進

情報システムの導入や運用を組織的に管理する仕組みを確立するとともに、情報セキュリティ対策や職員の情報リテラシー向上など、ICTマネジメントを推進します。

### 基本方針2 ICTを活用し、共に支えあう健幸なまちづくり

#### 基本目標2-1 ICTでつながり、支えあう子育て支援の推進

子育て関連の情報を積極的に発信し、共有することで、地域と子ども、その保護者がつながり、みんなで支えあう子育て支援を推進します。

#### 基本目標2-2 ICTで実現する！すべての人が安心して暮らせる保健・医療・福祉の連携と充実

ICTを生かして健幸都市づくりの情報発信に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携と充実を図ることで、子どもや高齢者、障がい者などすべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

---

### 基本方針3 ICTで実現！活力とうるおいのあるまちづくり

---

#### 基本目標3-1 市の魅力を発信！ICTを活用し、地域経済の活性化を支援

ICTを活用し、本市の魅力を市内外に発信するとともに、本市の持つ特性とICTの特性や能力を生かした産業の振興、雇用の促進、観光の振興及び国際交流の推進を図ります。

---

### 基本方針4 ICTで意欲的な深い学び、豊かな心が育つまちづくり

---

#### 基本目標4-1 ICTを効果的に活用した、特色ある学校教育の推進

教科指導等において、ICTが持っている特性を効果的に活用し、子どもたちの学習意欲を高め、わかりやすく深まる授業を実現することで、確かな学力の向上を目指すとともに、校務事務の効率化を図ることにより、教育の質の向上や学校経営の改善・効率化を目指します。

#### 基本目標4-2 ICTを活用した生涯学習、スポーツ、歴史、文化の振興並びに国際交流・多文化共生の推進

ICTを活用し、生涯学習、スポーツ、文化の振興並びに国際交流・多文化共生の推進を図るとともに、歴史的・文化的遺産を保護し、教育・観光分野などへの活用を図ります。

---

### 基本方針5 ICTで安全・安心、自然あふれる快適で住みよいまちづくり

---

#### 基本目標5-1 安全・安心で快適なまちづくりの支援

地域の防犯・防災及び子どもや高齢者、障がい者の見守り情報の提供など、ICTを活用することにより、安全・安心なまちづくりを推進します。また、生活基盤や都市基盤などの整備や環境の分野においても幅広くICTを活用していくことで、快適で暮らしやすいまちづくりを目指します。

## 第4章 情報化の施策

---

### 1 個別施策

基本目標ごとの具体的な情報化施策として、次の分類による個別施策を定め、基本目標の達成に向けた取組を推進します。

#### 重点施策

基本目標の達成に向けて、早急に取り組む必要がある施策や特に重要度が高く、優先的に取り組む施策、及び個人情報保護や情報セキュリティ対策など必ず取り組むべき施策

#### 推進施策

基本目標の達成に向けて、効果が大きいと考えられるもので、費用対効果や実施方法、実施時期などについて、評価・検討の期間を経て取り組む施策

#### 調査研究施策

社会情勢や市民ニーズを踏まえ、費用対効果や実施方法などについて、評価・検討に相当な期間を要する施策、及び将来的に効果が期待される事業についての調査研究施策

### 個別施策1-1-1 公衆無線LANの整備、活用促進

市民、観光客などの利便性を向上するとともに、市からの情報発信力の強化と地域コミュニティ及び地域経済の活性化を促進するため、公共施設を中心とした地域拠点に公衆無線LAN<sup>※1</sup>(Wi-Fi)を整備します。

Wi-Fi 接続時に市のホームページなどの特定のサイトを表示することにより、市から積極的に伝えたい情報をより多くの人に発信することができるようになることに加え、地域拠点ごとに特色を生かした情報の発信が可能となることから、地域コミュニティ及び地域経済の活性化に向けた活用を促進します。

### 個別施策1-1-2 ICTを活用した市民ニーズの把握

紙媒体によるアンケート等だけでなく、ICTを活用し、市民からの意見を効率的に収集する手段を整備するとともに、電子メールやSNSなどで寄せられた市民からの意見をデータベース<sup>※2</sup>化することにより、市役所全体での情報共有を推進し、行政サービス等に反映させていきます。

※1 公衆無線LAN: ノートパソコン・スマートフォン・タブレット端末などの所有者が、主に外出先や旅行先などの公衆エリアで、無線でインターネットに接続できるサービスのこと。

※2 データベース: 検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まり。

## 基本目標1-2 いつでも、どこでも、誰でも簡単に受けられる行政サービス

### 個別施策1-2-1 情報・通信基盤の整備促進

本庁や出先機関を結ぶ基盤整備は完了し、次のステップとして本庁舎に公衆無線LANを設置したところです。今後は、市内全域での高速通信網の早期整備を促進し、ネットワーク環境を整備するとともに、ICTを効果的に利活用し、市民の利便性の向上に努めます。

### 個別施策1-2-2 SNS等を活用した適時適切な情報発信の推進

本市の公式SNS(フェイスブック、ツイッター、インスタグラム)による情報発信について、リアルタイムな情報発信の強化、更なる効果的な活用方法について検討・実施するとともに、本市公式ホームページとのシームレス<sup>\*1</sup>な連動についても研究していきます。

### 個別施策1-2-3 ICTを活用した窓口サービスの改善

窓口サービスを充実させるため、ICTを活用した窓口混雑状況の案内サービス等、市民の立場に立った行政サービスの情報化について検討し、市民の満足度や利便性を高める取組を進めていきます。

### 個別施策1-2-4 電子申請、電子入札など電子自治体の推進

電子申請や電子入札については、市民や事業者の利便性を向上すると同時に、自治体の行政サービスの効率化も図ることができると考えています。

今後は、個人情報保護や費用と効果のバランスを図りながら、計画的に取組を進めていきます。

### 個別施策1-2-5 マイナンバーカードの活用研究

マイナンバーカードについては、身分証としてだけでなく、本市では住民票や印鑑証明のコンビニ交付での活用がなされ、国においては、各種行政手続きや民間サービスでの利用についても取組が進められています。

今後も活用への取組が広がることが想定されており、本市においても市民の利便性向上に資するため、活用について研究していきます。

<sup>\*1</sup> シームレス: 複数の要素が繋ぎ合わされている時に、その繋ぎ目が存在しない、或いは、認識できない、気にならない状態のこと。

### 個別施策1-3-1 ペーパーレス化の推進

モバイル端末の導入と無線化技術の活用により、議会会議のペーパーレス化を実施しています。

今後は、執務室や会議室においても庁内ネットワークが使用できるようにすることにより、会議資料や研修資料を電子媒体で共有する「ペーパーレス化」を推進し、印刷製本に要する時間と消耗品費などのコストの削減に努めます。

### 個別施策1-3-2 自治体クラウド及び共同利用の推進

現在、住民情報や市税、保健福祉などを処理する基幹系システムにおいて複数の自治体と連携し、事務の標準化やシステムの共同利用を行う「自治体クラウド」の仕組みを活用し、コストの削減を図っているところです。

今後は、財務会計や文書管理などを行う内部情報系システムについても、自治体クラウド及びシステムの共同利用を推進し、導入・運用コストの削減に努めます。

### 個別施策1-3-3 統合型GISの調査研究

固定資産税、道路台帳や上下水道のマッピング<sup>※1</sup>など、それぞれが使用している個別GIS<sup>※2</sup>の統合について検討するとともに、防災や防犯、その他の業務での活用を見越した統合型GIS<sup>※3</sup>の導入に向けて、調査研究を行います。

### 個別施策1-3-4 モバイル端末の活用研究

場所にとらわれることなく、災害や事故等の緊急時において、情報収集や収集したデータの分析を迅速に行うなど、様々な分野におけるモバイル端末の活用研究と庁内ネットワークへの安全なアクセス<sup>※4</sup>について調査研究を行います。

※1 マッピング:ある項目に対して別の項目を位置付けたり割り当てたりして関連性を持たせていくこと。また、何かの分布や配置などを地図に重ね合わせて図示すること。

※2 GIS(地理情報システム):地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムのこと。

※3 統合型GIS:空間データを複数の部署で共用できるよう整備し、データの重複整備の防止と内部の情報交換の迅速化、効率化を図った地理情報システムのこと。

※4 アクセス:記憶装置上の情報を読み書きすること。ネットワークを使って他のコンピュータに接続すること。

---

## 基本目標1-4 ICTマネジメントの推進

---

### 個別施策1-4-1 個人情報保護、情報セキュリティ対策の強化

市民の個人情報を保護し、適切な情報管理を図るため、技術的な情報セキュリティ対策を講じるとともに、ヒューマンエラー<sup>※1</sup>による情報漏えいを防止する対策を強化します。

### 個別施策1-4-2 情報化に係る業務改善体制の確立

本市の情報化を効果的・効率的に推進するとともに、継続的に評価や見直しを実施する組織体制を整備します。

### 個別施策1-4-3 職員の情報リテラシー向上の取組

適切な情報管理及び地域情報化の前提となる職員の情報リテラシーの向上を図るため、各部署においてICTリーダーを育成するとともに、全職員を対象とするICT研修を実施します。

---

※1 ヒューマンエラー：人間が原因で起こるトラブルや誤りのこと。

### 個別施策2-1-1 子育て支援情報の受信、発信と共有

ICTを活用して、子育て中の保護者やこれから子どもを産み育てようとする方の情報ニーズを的確に捉え、そのニーズに応じた子育て支援施策や地域の子育て情報などを適切かつ効果的に発信、あるいは情報共有することにより、子育ての不安を解消し、安心して産み育てやすいまちづくりを推進します。

ICTを活用して、子育て中の保護者やこれから子どもを産み育てようとする方から積極的に情報を収集できる仕組みを構築します。

また、そのニーズに応じた子育て支援施策や地域の子育て情報などを適切かつ効果的に発信、あるいは情報共有する仕組みも併せて構築することにより、子育ての不安を解消し、安心して産み育てやすいまちづくりを推進します。

### 個別施策2-1-2 子育てワンストップサービスの推進

児童手当等の子育て関連の申請手続きにおいて、マイナンバーカードを用いて、オンライン<sup>\*1</sup>で一括して手続きを行うなど、子育て中の保護者の利便性の向上を目指し、他自治体の動向に注視しつつ推進します。

### 個別施策2-1-3 こども見守りシステムの調査研究

共に支え合い、すべての人が安心して暮らせる地域の実現に向けて、IoT技術を活用した子どもや高齢者の見守りシステムについて、調査研究を行います。

### 個別施策2-1-4 子育て相談機能の調査研究

SNSの活用や、遠隔相談端末を用いることで、外出が難しい状況にあっても、一人で悩むことなく相談が受けることができるICTを活用した相談環境の整備を推進します。また、育児中の親が動画配信を通じて育児知識を習得するツール<sup>\*2</sup>や、公的施設にデジタルサイネージ<sup>\*3</sup>を設置し、子育てに係るコンテンツ<sup>\*4</sup>を配信するシステムを構築するなど情報発信や情報共有機能の調査研究を行います。

<sup>\*1</sup> オンライン: コンピュータなどの機器がネットワークに接続された状態のこと。

<sup>\*2</sup> ツール: 特定の目的や機能のために用意されたソフトウェアや、ソフトウェアの機能のこと。

<sup>\*3</sup> デジタルサイネージ: 屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム。

<sup>\*4</sup> コンテンツ: 媒体を介して提供される、教養や娯楽のための情報の内容。映画・音楽・演劇・文芸・写真・漫画・アニメーション・コンピューターゲームなど、人間の創造的活動により生み出されるものを指す。

## 基本目標2-2 ICTで実現する！すべての人が安心して暮らせる保健・医療・福祉の連携と充実

### 個別施策2-2-1 ICTを活用した健康づくりの推進

市民が気軽に健康づくりに取り組めるように、ICTを活用して集団健診や健康に関する講座等の情報発信や参加申し込み等ができる基盤整備を推進します。

### 個別施策2-2-2 単身高齢者等の見守りシステムの調査研究

共に支え合い、すべての人が安心して暮らせる地域の実現に向けて、IoT技術を活用した高齢者や子どもの見守りシステムについて、調査研究を行います。

### 個別施策2-2-3 ICTを活用した医療連携の調査研究

生活習慣の改善や疾病予防などにつなげるため、各種健康診査や健康管理などに関する個人データの閲覧や診療記録を記載した電子カルテの情報共有など保健・医療の情報提供及び市・医療機関・介護施設間における情報共有ができるシステムについて調査研究を行います。

### 個別施策3-1-1 オープンデータの活用促進

市が保有している統計情報等を二次利用しやすいデータ形式で公開する「オープンデータ」について、公開方法や個人情報の保護などの課題を整理したうえで積極的に公開し、活用を促進することにより、新たな事業の創出につなげます。

### 個別施策3-1-2 ICTを活用した観光の振興

国内外から飯塚市を訪れる観光客に対し、ICTを活用して、市内に点在する観光施設を効果的に紹介したり、本市の魅力をPRしたりすることで、リピーター<sup>※1</sup>を増やすとともに、本市での滞在時間を増やし、消費喚起につなげていきます。

### 個別施策3-1-3 産学官が連携したICT農業の推進

生産性の向上・効率化や生産力の向上を目指して、産学官連携のもとで、ICTを活用した農業機械自動化や生産管理等による営農活動を推進していきます。

### 個別施策3-1-4 ITスキルを持った人材等による創業や市内企業のIT・IoT化の促進

市内3大学を始めとするITスキルを持った人材等による新規創業や、各種セミナー等による市内企業のIT・IoT化を促進していきます。

<sup>※1</sup> リピーター：一度購入した商品を繰り返し購入する人や同じ店や場所を何度も利用したり訪問したりする人のこと。

## 基本目標4-1 ICTを効果的に活用した、特色ある学校教育の推進

### 個別施策4-1-1 教育用ICT機器等の整備推進

児童生徒の情報処理能力の育成、並びに意欲的で深まる授業を実現することにより、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図るため、教育用ICT機器等の整備を推進します。

### 個別施策4-1-2 学校間ネットワークの最適化と活用の推進

教育及び校務の情報化の推進による通信データ量の増加に対応するため、学校間ネットワークの最適化を図るとともに、オンライン英会話<sup>\*1</sup>など、インターネットを活用した特色ある教育活動を推進します。

### 個別施策4-1-3 ICTを活用した校務の効率化の推進

ICTを活用した情報の共有化や校務処理の効率化を推進し、教員が子どもに向きあう時間、教員同士が話し合う時間や授業のための研究・準備の時間を確保することにより、教育の質の向上や学校経営の改善・効率化を図ります。

### 個別施策4-1-4 教育クラウド及び共同利用の調査研究

学校、校外、家庭をシームレスにつなぎ、教材や教育ツールをどこからでも利用できるとともに、児童生徒の学習状況や理解度を把握し、指導につなげることができる教育クラウド及び校務支援システムなどの共同利用によるシステム導入コストの削減等について調査研究を行います。

<sup>\*1</sup> オンライン英会話：インターネット回線を利用して、世界中の英語講師とオンライン環境でつながり、英会話のレッスンが受けられるサービス。

### 個別施策4-2-1 ICTによる歴史的・文化的遺産の活用推進

ICTを活用し、市内外に文化財等の情報を発信するとともに、市内に点在する文化資源との連携を図り、市民共有の財産である文化財等について、教育や観光などへの活用を推進します。

### 個別施策4-2-2 ICTを活用した施設利用の利便性向上

現在実施している生涯学習施設やスポーツ施設の空き情報の提供や申込受付、図書館の蔵書検索、貸出予約などICTにより施設利用者の利便性が向上する取り組みを更に推進し、生涯学習やスポーツの振興を図ります。

### 個別施策4-2-3 市民の情報リテラシー向上の取組

情報化社会において、子どもから高齢者まで、すべての市民が情報化の恩恵を受けることができるよう、交流センター等で市民向けの講座や勉強会などを開催することにより、市民の情報リテラシーの向上に取り組みます。

## 基本目標5-1 安全・安心で快適なまちづくりの支援

### 個別施策5-1-1 地域防災におけるICTの活用推進

ICTを活用し、浸水想定区域や避難所の位置などの地域の防災に関する情報提供を推進するとともに、災害時のリアルタイムな防災情報の提供にも努めます。

### 個別施策5-1-2 ICTを活用した空き家対策の推進(空き家バンク)

ICTを活用し、市内の賃貸・売買可能な空き家物件の情報を登録し、空き家購入希望者等に発信、紹介することで、空き家を減らし、生活環境の保全を図ります。

### 個別施策5-1-3 防災・減災情報共有化の調査研究

ICTを活用し、災害に強いまちづくりを推進するために、避難の際に支援が必要な子どもや高齢者、障がい者などの情報を消防、警察等の関係機関と情報共有できる仕組みを調査研究します。

### 個別施策5-1-4 安全・安心、防犯情報共有化の調査研究

ICTを活用し、安全で安心な暮らしやすいまちづくりを推進するために、空き巣や不審者情報、子どもの見守り情報などを警察や地域の団体等の関係機関で情報共有できる仕組みを調査研究します。

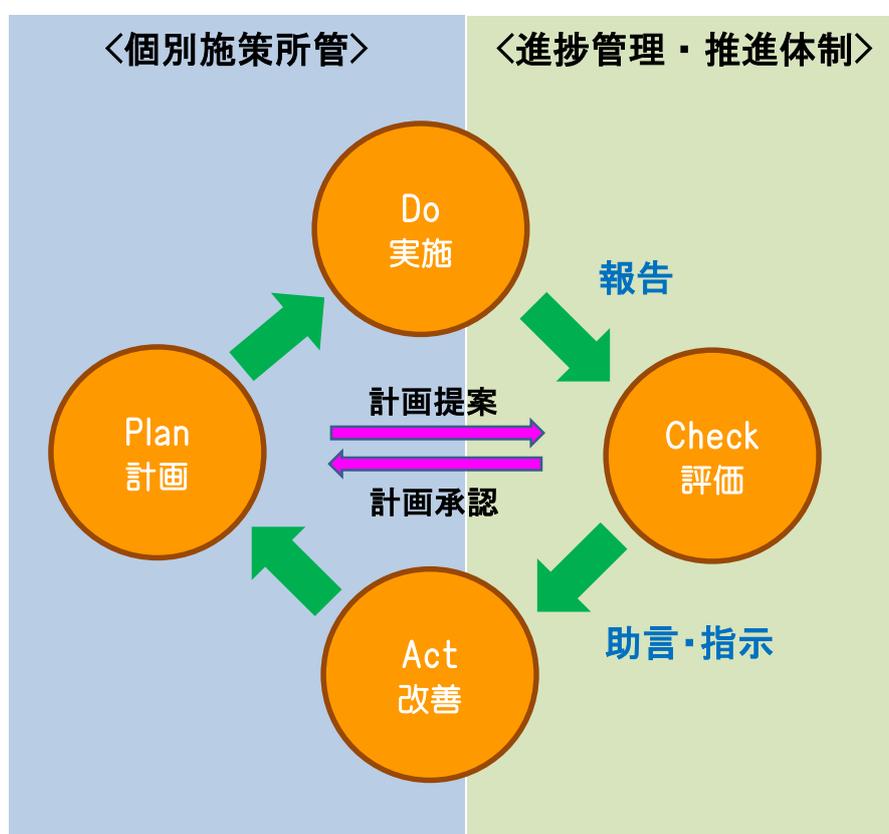
## 第5章 計画の推進

### 1 進捗管理と計画の推進

本計画の実効性を確保するため、PDCAサイクルに基づき、毎年度、進捗状況を点検・評価し、計画の適切な進行管理に努めます。

また、毎年度の点検・評価による管理に加え、本計画期間を「前期（平成30年度～平成32年度）」、「中期（平成33年度～平成35年度）」、「後期（平成36年度～平成38年度）」に区切って進捗管理を行うこととします。

なお、既存の内部組織体制に加え、市民・民間事業者・大学等から広く意見を求める体制を構築し、適切な進捗管理と計画の推進を図ります。



### 2 評価と計画の見直し

施策の進行状況及び評価、並びに市民ニーズ、社会情勢の変化に加え、情報化技術の進展に柔軟に対応するため、計画前期の最終年度である「平成32年度」及び計画中期の最終年度である「平成35年度」に必要な応じて、計画の見直しを行うこととします。

平成29年度  
補助金等の見直しに関する  
意見・提言書

平成29年11月

飯塚市行政評価委員会



はじめに

飯塚市では、平成 25 年 7 月に「飯塚市第二次行財政改革大綱」を策定し、「市民等との協働による行政運営の推進」、「効果的で効率的な行政運営の推進」、「持続可能で健全な財政基盤の確立」、「時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」という 4 つの基本方針を掲げ、行財政改革を推進されています。

また、この大綱の中では、平成 32 年度の合併特例措置終了後においても、健全な行政運営ができることを目指すために、「平成 35 年度時点で財政調整基金（減債基金含）積立残高を 64 億円以上とする」、「臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は 70 億円以内で推移する」、「平成 35 年度時点で単年度収支を黒字化する」という 3 つの目標を立て、現在、目標達成に向け取り組まれています。

このような行財政改革の取組を外部の視点から審査するために、平成 29 年度に附属機関として「飯塚市行政評価委員会」が設置され、「事務事業の評価」、「公共施設等の最適化評価」、「行政施策評価」等に関することを評価することとしています。

今年度につきましては、「飯塚市行財政改革前期実施計画」の実施事項の一つとして位置付けられている「補助金等の見直しに関する指針に基づく審査の実施」に基づき、個人等への補助金等に対する評価を平成 29 年 10 月に実施いたしました。

審査は、市の補助金等担当部署が作成した資料を基に、補助金の必要性、効果性、継続性に関して審査を行っております。

補助金等の交付は、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ、自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則に立ち返る必要があり、補助金等交付における妥当性、公平性、透明性の確保のために、行政側だけの判断ではなく、外部からの評価は、今後とも必要であると考えます。

市が交付するすべての補助金等は、公共性、公益性、公平性などの観点から、必要性について十分に再検討を行うべきであることから、今後の予算編成や補助金等の抜本的な見直しに活用していただくため、ここに審査結果を取りまとめ、意見・提言として提出するものです。

飯塚市におかれましては、審査会での様々な意見等について、その趣旨を十分に尊重していただき、行財政改革に最大限に活かされることを切望します。

平成 29 年 11 月 21 日

飯塚市行政評価委員会

委員長 樺 島 典 仁

## 飯塚市行政評価委員会 委員名簿

平成29年8月1日現在

■任期:平成29年8月1日～平成31年7月31日(2年間)

【順不同・敬称略】

No.	区分	氏名	しめい	役職	備考
1	学識経験者	樺島 典仁	かばしま のりひと	民間事業者 (龍王ガス株式会社 代表取締役社長)	
2	学識経験者	飯島 高雄	いじま たかお	近畿大学 産業理工学部 経営ビジネス学科 准教授	
3	学識経験者	横山 麻季子	よこやま まきこ	北九州市立大学 法学部 准教授	
4	学識経験者	仲村 隆文	なかむら たかふみ	九州共立大学 経済学部 教授 税理士	
5	学識経験者	田代 隆博	たしろ たかひろ	民間事業者 (有限会社宝生住宅 取締役)	
6	学識経験者	畠中 五恵子	はたなか さえこ	民間事業者 (有限会社畠中育雛場 代表取締役)	
7	公募	中川 真紀	なかがわ まき		
8	公募	久留見 昌彦	くろみ まさひこ	津原自治会副会長	

# 実施要領

## 1 補助金審査対象事業の選定基準及び評価基準

---

### (1) 選定基準

対象事業は、本市が個人（農家、企業等も含む）に対して補助金等を交付している事務事業を選定しています。なお、国・県等の事業と連動した義務的な補助金等は対象外としています。

### (2) 評価基準

「補助金等の見直しに関する指針」に基づき評価を実施します。

## 2 審査方法等

---

### (1) 審査概要

- ①審査日時 平成 29 年 10 月 30 日（月） 10:00～16:00
- ②審査会場 飯塚市役所 2 階 会議室
- ③審査件数 11 件
- ④対象事業 別紙「飯塚市行政評価委員会スケジュール」をご参照ください。

### (2) 審査の流れ

- ①質疑応答等 15 分／件  
（内訳）担当課事業説明 5 分、質疑応答 10 分
- ②審査 5 分／件  
（内容）・行政評価委員による意見交換  
・必要性、効果性、継続性について総合的に判断し、行政評価委員ごとに審査評価シート（別添）に記入

### (3) 審査評価シートの記入内容

- ①補助金の必要性 「低い・適切・高い」の欄のいずれかに○印を記入
- ②補助金の効果性 「低い・適切・高い」の欄のいずれかに○印を記入
- ③補助金の継続性 「低い・適切・高い」の欄のいずれかに○印を記入
- ④総評としてコメントを記入

## 3 審査会としての全体評価の方法

---

各行政評価委員の審査評価シートに記入された評価を区分ごとに集計し、評価者総評と合わせて意見・提言の資料とします。

なお、評価結果は、今後の補助金等交付事業の見直し、改善の際に参考とさせていただくものであり、評価結果のとおり、実施されないこともあります。ご了承ください。

平成29年度 飯塚市行政評価委員会(補助金外部審査会) スケジュール

補助金 No.	補助金名	時間割	担当課
	事務連絡等	10:00 ~ 10:30	総合政策課
1	ごみ集積機器設置補助金	10:30 ~ 10:50	環境対策課
2	福祉タクシー補助金	10:50 ~ 11:10	社会・障がい者福祉課
	休憩	11:10 ~ 11:20	
3	高齢者住宅改造助成金	11:20 ~ 11:40	高齢介護課
4	新規参入者支援事業費補助金	11:40 ~ 12:00	農林振興課
	昼食	12:00 ~ 13:00	
5	高齢者はりきゅう施術費給付金	13:00 ~ 13:20	医療保険課
6	販路開拓支援補助金	13:20 ~ 13:40	産学振興課
7	小中学校通学助成金	13:40 ~ 14:00	学校教育課
	休憩	14:00 ~ 14:10	
8	マイホーム取得奨励金	14:10 ~ 14:30	住宅政策課
9	住宅用太陽光発電システム設置補助金	14:30 ~ 14:50	環境整備課
10	奨学生学習会参加補助金	14:50 ~ 15:10	人権・同和政策課
11	通信教育助成金	15:10 ~ 15:30	人事課
	休憩	15:30 ~ 15:40	
	総評	15:40 ~ 16:00	総合政策課

平成 29 年度 飯塚市行政評価委員会（補助金外部審査） 結果一覧

- 実施日 平成 29 年 10 月 30 日（金） 10 時～16 時  
 ■実施場所 飯塚市役所 本庁 2 階 201・202 会議室  
 ■対象事業数 11 事業

No.	上段：事業名 下段：担当部署名	評価者	必要性			効果性			継続性		
			低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
1	ごみ集積器具設置補助金交付事業	委員(人)	0	6	2	3	4	1	3	5	0
	市民環境部 環境対策課	担当部署		○				○			○
2	福祉タクシー補助金交付事業	委員(人)	2	3	3	4	3	1	2	4	2
	福祉部 社会・障がい者福祉課	担当部署			○		○				○
3	高齢者住宅改造助成金交付事業	委員(人)	1	4	3	2	4	2	2	4	2
	福祉部 高齢介護課	担当部署			○			○			○
4	新規参入者支援事業費補助金交付事業	委員(人)	3	3	2	4	2	2	3	2	3
	経済部 農林振興課	担当部署			○			○			○
5	高齢者はりきゅう施術費給付事業	委員(人)	3	3	1	3	3	1	4	2	1
	市民環境部 医療保険課	担当部署			○		○				○
6	販路開拓支援補助金交付事業	委員(人)	1	2	4	1	3	3	1	2	4
	経済部 産学振興課	担当部署			○			○			○
7	小中学校通学助成金交付事業	委員(人)	3	3	1	3	3	1	5	1	1
	教育部 学校教育課	担当部署			○			○			○
8	定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付事業	委員(人)	4	2	1	4	3	0	4	2	1
	都市建設部 住宅政策課	担当部署		○			○				○
9	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	委員(人)	7	0	0	7	0	0	7	0	0
	市民環境部 環境整備課	担当部署			○			○			○
10	奨学生学習会参加補助金交付事業	委員(人)	5	2	0	5	2	0	5	2	0
	市民協働部 人権・同和政策課	担当部署		○			○			○	
11	通信教育助成金交付事業	委員(人)	0	3	4	2	3	2	0	3	4
	総務部 人事課	担当部署			○		○				○

# 補助金調査票

No.	1		①担当課	環境対策課				
②補助金名称 (下段に制度概要、支出根拠を記載)	飯塚市ごみ集積器具設置補助金		③補助金の目的 一般家庭から排出されるごみを適正に管理し、清潔な環境を確保するため、ごみ集積器具を設置する費用の一部を補助するもの					
	1ステーションにつき利用世帯が5世帯以上であり、ごみ収集作業の効率化や地域環境美化に資するものに対して、ごみ集積器具を設置する一部を補助するもの。		⑤事業開始時期					
④交付先	利用者世帯代表者		⑥終了(予定)	不明				
⑦補助金額等の内容	区 分	平成28年度 (円)	比率(%)	平成29年度 (円)	比率(%)	差 (H29-H28)	⑧補助金の分類	①財源
	交付先総収入(下記内訳合計)	408,000		900,000		492,000		市単独補助
	★市補助金額	408,000	100.0%	900,000	100.0%	492,000		②性質
	国県補助金等・その他収入					0		事業費補助
	交付先自主財源(会費等)					0		③義務
前年度からの繰越額					0	義務なし		
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について								

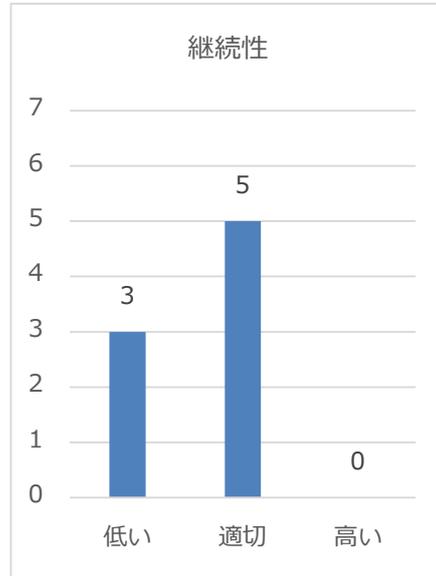
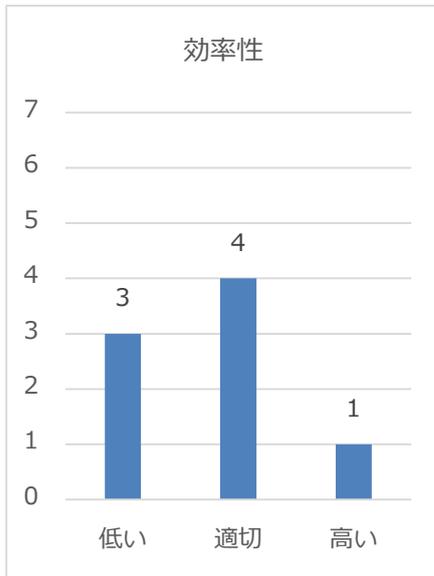
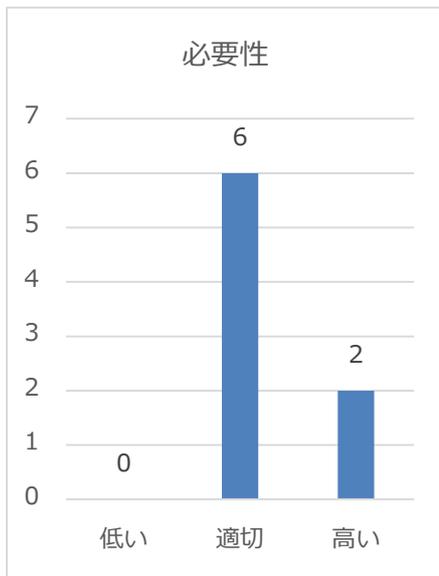
◎チェック			《理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など》				
⑨ 交付基準 (交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	○	廃棄物の適正な処理のため、地域での住民自らによる清潔な環境の確保に必要な施策と考える。 利用世帯が複数に渡っており、特定のもののみの利益とはなっていない。		
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○			
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	×			
		(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	①補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○		補助要件に小動物等の進入阻止の要件を設けているため、集積器具を設置することにより一般廃棄物の散乱防止に一定の効果が認められる。 結果、生活環境の保全及び公衆衛生の向上につながっている。	
	②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している		×				
	③多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である		○				
	(3)団体等の適格性	④社会経済情勢から時宜を得ている	×				
		①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)	○	対象物の設置にかかる経費のみである。			
	(1)事業費対象の原則	②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している	○				
		①団体運営経費にかかる補助となっていない(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)	○				
②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない		○					
(2)補助率・補助単価の明確化の原則	③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○	補助率、補助単価および必要世帯数を要綱にて明確にしている。				
	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○					
3 期間	当該補助金は通算3年経過していますか？	「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む 「いいえ」⇒ 下記⑪～⑫へ進む	はい	※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択			

◎チェック			《理由、見直し改善策、方法、時期など》				
(⑩) 補助金3年経過し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	今後のごみ処理施設の集約に伴い、ごみ収集方法の変更が生じる場合(ステーション収集から戸別収集)は、廃止も含めて見直しが必要と考えるが、ステーション収集を推進している現状としては市民からのニーズがある以上、継続が必要であると考える。 (ごみ収集方法の変更を講じる際は、ごみ収集業務委託料の見直しも併せて検討を要する。)			
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×				
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×				
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○				
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○				
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×				
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×				
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×				
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×				
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×				
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×					
4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×					

⑪ 担当課評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑫ 担当課総評
	(1)補助金の必要性	○	
	(2)補助金の効果	○	
	(3)補助金の継続性	○	
⑬ 審査員評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑭ 審査員総評
	(1)補助金の必要性	0 6 2	
	(2)補助金の効果	3 4 1	
	(3)補助金の継続性	3 5 0	
別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり			

ごみ集積器具設置補助金交付事業【市民環境部 環境対策課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	0	6	2	3	4	1	3	5	0
担当部署		○				○			○



■ 評価者総評（まとめ）

- 必要と思われるが、補助金の効果は低いと思われる。
- ごみ集積器具の設置・利用の普及率を高めたいのであれば、「自治会等への周知」、「新設と取替・修理への補助金額に差をつける」「申請はしやすいか」等、現状の利用者の意見を聞くべきではないか。
- 設置すべき箇所等、現状把握をすべき。
- ごみネットの補助金の所管課と連携し、役割の整理をすべき。
- 分散・個別収集に移行する方向であれば、この補助金は見直すべき。
- 全体の設置想定数・目標数の設定及び年度想定数を超えた場合の処置を決めるべき。
- 課題に「負担を拒む利用者がいるので広がらない」とあり、解決方法を考えなければ制度を継続していく意味がないのではないか。
- 予算に対する費用対効果を示さないと事業としての継続は難しい。
- 当面は継続とし、ごみ収集方法の変更の場合は、廃止の検討が必要。

# 補助金調査票

No.	2		①担当課	社会・障がい者福祉課				
②補助金名称 (下段に制度概要、支出根拠を記載)	福祉タクシー補助金		③補助金の目的	在宅の心身に重度の障がい者に対し、タクシー利用料金を一部助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、在宅福祉の増進に資することを目的とする。				
	飯塚市福祉タクシー事業実施要綱							
④交付先	在宅の非課税世帯の重度障がい者手帳等所持者		⑤事業開始時期	平成18年3月26日				
			⑥終了(予定)	未定				
⑦補助金額等の内容	区 分	平成28年度 (円)	比率(%)	平成29年度 (円)	比率(%)	差 (H29-H28)	⑧補助金の分類	①財源
	交付先総収入(下記内訳合計)	12,004,000		12,399,000		395,000		市単独補助
	★市補助金額	12,004,000	100.0%	12,399,000	100.0%	395,000		②性質
	国県補助金等・その他収入					0		事業費補助
	交付先自主財源(会費等)					0		③義務
	前年度からの繰越額					0		義務なし
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について								

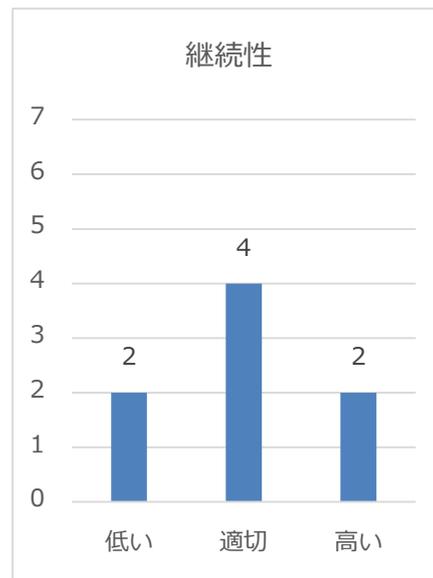
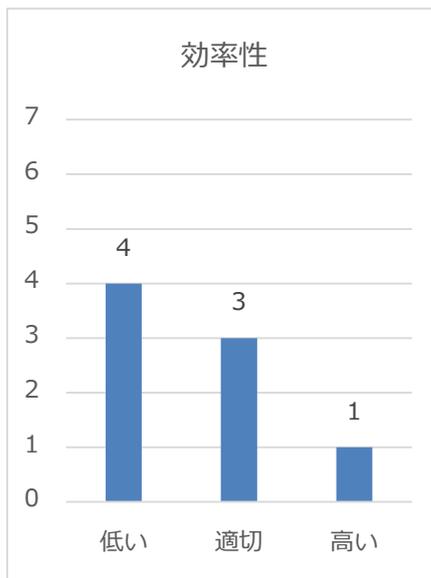
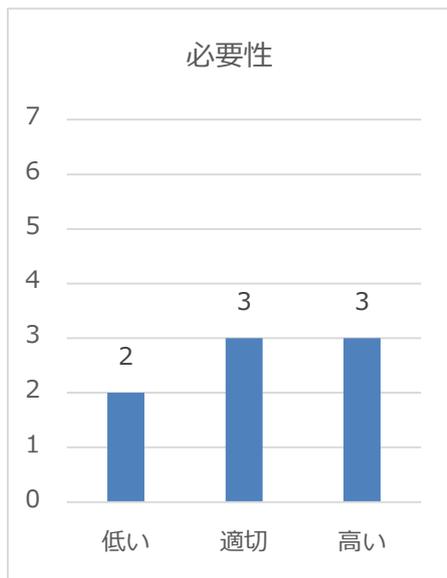
◎チェック			《理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など》			
⑨ 交付基準 (交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	在宅の重度障がい者は、主に年金や手当により生活しており、生活に困窮する人が多い。また、電車やバスでの外出が困難であり、タクシーを利用することが多いため経済的な支援が必要となっている。対象を非課税世帯と限定しており、所得が低い世帯へ配慮している。	
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○		
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	○		
			④補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○		
	2 補助対象経費	(1)事業費対象の原則	①団体の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)	○		この事業によりタクシー利用の際の自己負担額が軽減され、通院・買い物・外食などで出かける際の一助になっている。個々の利用率に差があるため、利用目的を調査し、実態に即した事業内容への対応を検討する必要がある。
			②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○		
			③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○		
	3 期間	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○		補助対象を在宅の非課税世帯の重度障がい者手帳等所持者としており、タクシーの基本料金を補助することとしている。
			②補助率・補助単価の明確化の原則	○		
		当該補助金は通算3年経過していますか？	「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む 「いいえ」⇒ 下記⑪～⑬へ進む	はい		※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択

◎チェック			《理由、見直し改善策、方法、時期など》			
⑩ 補助金3年経過後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	第3期飯塚市障がい者計画の基本目標である「障がい者の自立と社会参加の促進」に拠り、公共交通機関である電車やバスなどの乗り降りが困難な障がい者のために、今後も継続する必要がある。利用目的を調査し、事業内容の検討を行う。		
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×			
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×			
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○			
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○			
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×		障がい者への直接的な経費であるが、本事業を実施することによって社会参加の支援につながっている側面もある。本事業に代わる事業がないため、継続して実施していく必要がある。	
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×			
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×			
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×			
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×			
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である					
4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×	類似の補助はない。			

⑪ 担当課評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑫ 担当課総評	重度の障がい者は、タクシー以外での移動が困難であり、今後とも継続して支援を行う必要がある。ただし、個人給付であるため、個々の利用率には差があり、利用券の利用率は、65%前後となっている。
	(1)補助金の必要性	○		
	(2)補助金の効果	○		
	(3)補助金の継続性	○		
⑬ 審査員評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑭ 審査員総評	別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(1)補助金の必要性	2 3 3		
	(2)補助金の効果	4 3 1		
	(3)補助金の継続性	2 4 2		

福祉タクシー補助金交付事業【福祉部 社会・障がい者福祉課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	2	3	3	4	3	1	2	4	2
担当部署			○		○				○



■ 評価者総評（まとめ）

- 社会弱者のため必要
- 他の交通手段補助施策と統合できないか検討すべき。
- 通院目的での使用が適切か再検討すべき。
- 必要とはいえ、予算が膨張し続けるのは問題。
- 月2回（月4枚）の外出を想定と思われるが、この回数で、日常生活の利便性を高めていると言えるのか。
- 利用率を高める必要があるなら、利用者・介助者のニーズの把握、利用満足等を確認すべき（利用目的、利用券・タクシーの使いやすさ・使いにくさ、申請の仕方など）。
- 課税・非課税世帯の別は、担当部局と連携し、対象者をより正確に把握できるのではないか。
- 現状把握等し、分析すれば、継続することに意義が生じると思う。
- 障がい者への他補助金等があり、この補助金を出す必要があるのか。
- 社会参画促進と生活費補助は、分けて考えた方が良いと思う。
- 見直しを行い、本当に必要な方に必要な支援ができる制度にする必要がある。
- 今後とも継続とするが、利用率が低い。実態調査し、改善が必要。

# 補助金調査票

No.	3		①担当課	高齢介護課			
②補助金名称 (下段に制度概要、支出根拠を記載)		高齢者住宅改造助成事業	③補助金の目的 転倒による身体機能の悪化を予防するために住宅改造費用を補助し、住み慣れた地域社会の中で自立した在宅生活を営むことが出来るようにする				
		市内に居住する高齢者が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことが出来るよう日常生活支援を行うもの 老人福祉法 第4条 第1項 飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱(平成24年飯塚市告示第376号)第3条 別表第5項	⑤事業開始時期 平成18年度				
④交付先		介護予防の見地から住宅改造が必要と認められる高齢者(要介護認定又は要支援認定者を除く)	⑥終了(予定)				
⑦補助金額等の内容	区分	平成28年度(円)	比率(%)	平成29年度(円)	比率(%)	差(H29-H28)	
	交付先総収入(下記内訳合計)	422,800		1,040,000		617,200	
	★市補助金額	422,800	100.0%	1,040,000	100.0%	617,200	
	内訳	国県補助金等・その他収入	0		0		0
	交付先自主財源(会費等)	0		0		0	
	前年度からの繰越額	0		0		0	
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について							

⑧補助金の分類	①財源
	市単独補助
	②性質
	扶助的補助
	③義務
	法令等義務あり

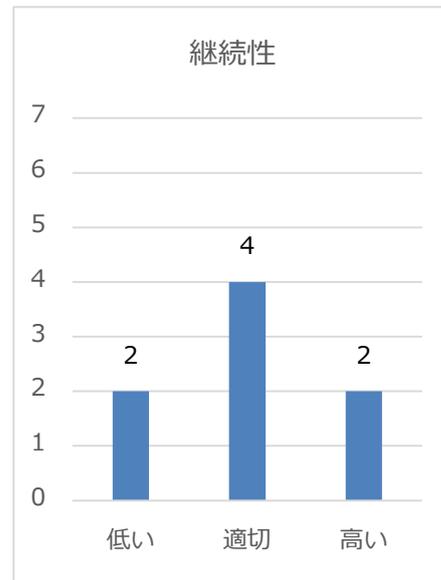
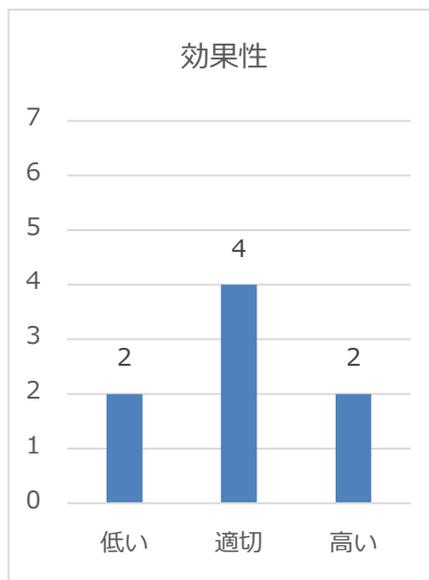
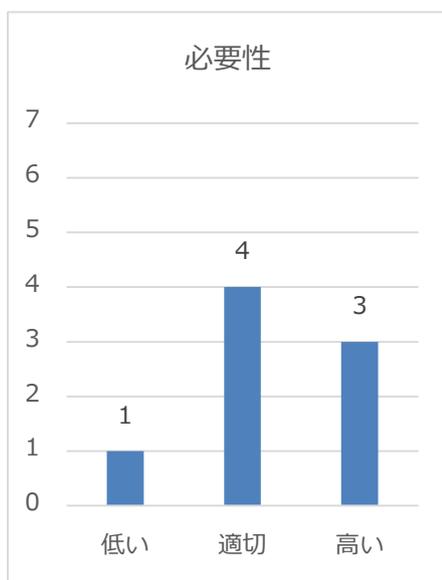
⑨チェック		《理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など》				
⑨交付基準(交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	○	非課税世帯を対象とした助成事業であり、低所得者層への福祉の増進の観点から特定の個人に受益が偏っていない。委託包括支援センター及び在宅介護支援センターが見守りを兼ねて訪問した際に周知し、必要であれば代行申請している。「(在宅介護支援センターだより)」にても周知あり。	
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○		
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	×		
		(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	①補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○		
	②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している		○			
	③多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である		○			
	(3)団体等の適格性	④社会経済情勢から時宜を得ている	○			
		①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)	○			
	2 補助対象経費	(1)事業費対象の原則	②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○		介護予防の見地から住宅改造が必要と認められる個人(要介護認定又は要支援認定者を除く)に対しての補助である。
			③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○		
④調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない			○			
3 期間	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○	工事費の9割(生保世帯10割)を助成。低所得者層を対象とした事業。		
		②補助率・補助単価の明確化の原則	○			
当該補助金は通算3年経過していますか?		「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む	はい	※平成27年度以前開始の補助金「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金「いいえ」を選択		

⑩チェック		《理由、見直し改善策、方法、時期など》			
(⑩)補助金3年経過後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている		○	H26年度・・・4件、H27年度・・・11件、H28年度・・・8件の申請があった。低所得者層の高齢者が自立した生活を送るために必要な住宅改造の補助である。他市町村の現状を把握し、必要があれば来年度に見直しを行う。
			(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×	
			(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×	
			(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○	
			(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	×	
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×	非課税世帯を対象とした助成事業であり、低所得者層への福祉の増進の観点から特定の個人に受益が偏っていない。	
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×		
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×		
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×		
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×		
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×			
4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×			

⑪担当課評価	評価項目	低い	←→	高い	住宅改造が必要と認められる高齢者(要介護認定又は要支援認定者を除く)及び非課税世帯を対象とした助成事業である。介護予防の見地及び低所得者層への福祉の増進の観点から今後も必要な事業である。
	(1)補助金の必要性			○	
	(2)補助金の効果			○	
⑫審査員評価	評価項目	低い	←→	高い	別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(1)補助金の必要性	1	4	3	
	(2)補助金の効果	2	4	2	
	(3)補助金の継続性	2	4	2	

## 高齢者住宅改造助成金交付事業【福祉部 高齢介護課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	1	4	3	2	4	2	2	4	2
担当部署			○			○			○



### ■ 評価者総評（まとめ）

- 現状、利用申請が少なく、広報・周知に工夫が必要。
- 予算が膨張しないよう、一定の総額枠が必要。
- 生活保護世帯対象の住宅補修関連の補助事業と内容が重複していないか。連携することで、工事を効率よくできないか等、確認すべき。
- 助成金額や利用状況がこれで充足しているのか判断できない。
- 単に継続されているように思える。見直しを行ってほしい。
- 必要性はあまりないように思える。他事業で可能なのではないか。
- 高齢化社会が進んでいく中、必要な制度と思うが、何を目的に事業を推進するのかを明確にしなければ、この制度を継続すべきか判断できない。
- 当面は継続とし、他市町村の現状を把握。必要があれば見直すべき。

補助金調査票

No.	4	①担当課	農林振興課		
②補助金名称 (下段に制度概要、支出根拠を記載)	新規参入者支援事業費補助金 農業用機械施設等に必要経費及び農地賃借料等に必要経費の一部を助成する事業。 飯塚市ががんばる農業応援事業補助金交付要綱	③補助金の目的	飯塚市で就農を希望する新規参入者を、確実に就農に導き、円滑な農業経営を始めることを目的とする。		
④交付先	新規就農者	⑤事業開始時期	平成26年10月		
⑦補助金額等の内容		⑥終了(予定)	不明		
区分	平成28年度(円)	比率(%)	平成29年度(円)	比率(%)	差(H29-H28)
交付先総収入(下記内訳合計)	183,000		1,200,000		1,017,000
★市補助金額	92,000	50.3%	600,000	50.0%	508,000
国県補助金等・その他収入	91,000	49.7%	600,000	50.0%	509,000
交付先自主財源(会費等)					0
前年度からの繰越額					0
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について					
⑧補助金の分類	①財源 国県補助+市単独補助				
	②性質 事業費補助				
	③義務 義務なし				

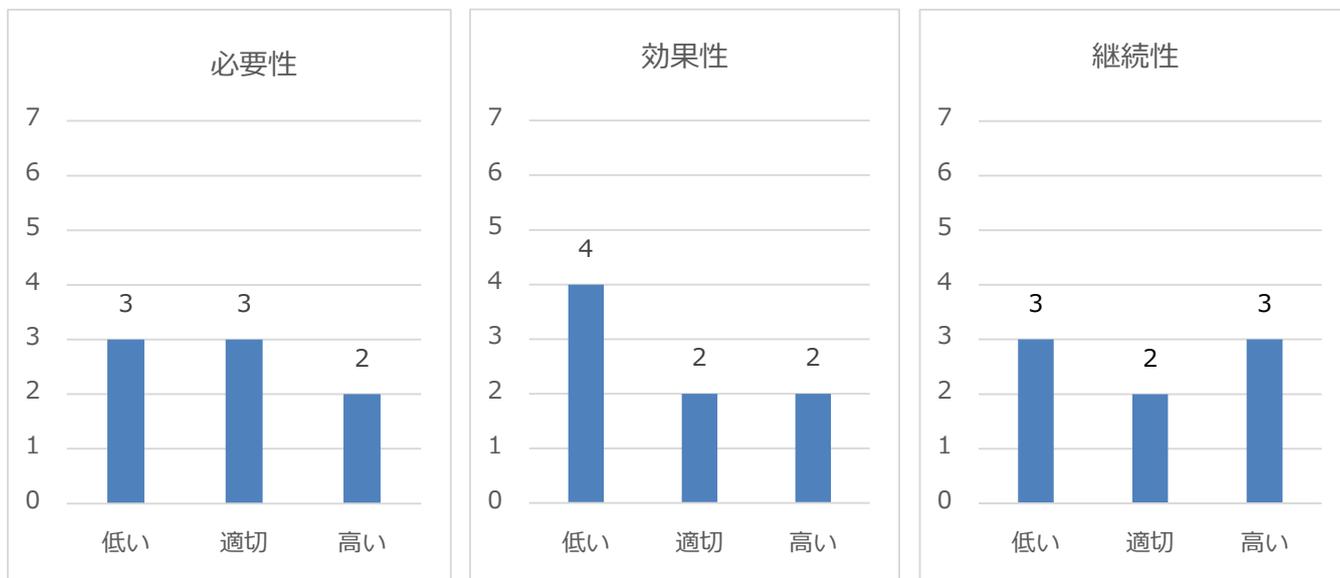
◎チェック		＜理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など＞					
⑨ 交付基準（交付基準に照らした補助の必要性）	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	新規就農相談会の実施及び広報活動により、事業開始から9名の新規就農者を認定。 農業従事者の高齢化、後継者不足が問題の中、飯塚市の農業を振興するため、新規就農者の確保・育成及び後継者の育成が図られている。		
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○			
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	○			
	2 補助対象経費	(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	①補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○		事業開始から、農地の借地等3件、機械施設等が3件の助成を行い、新規就農者の確保・育成に成果を得ている。 本市において就農するに当たり必要な、農地の取得費(賃借を含む)及び農業用機械、施設等の購入又は借上げに必要な資金の一部を助成することで、確実に就農に導き、営農定着へとつながっている。	
			②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している	○			
			③多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	○			
			④社会経済情勢から時宜を得ている	○			
	3 期間	(3)団体等の適格性	①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は剰余金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)			○	飯塚市ががんばる農業応援事業補助金交付要綱にて補助対象、補助率等明確にし、補助金の交付額を決定している。
			②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している				
		(1)事業費対象の原則	①団体運営経費にかかる補助となっていない(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)	○		○	○
		②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○				
		③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○				
	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○				
	当該補助金は通算3年経過していますか？	「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む 「いいえ」⇒ 下記⑪～⑫へ進む	はい		※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択		

◎チェック		＜理由、見直し改善策、方法、時期など＞			
⑩ 補助金3年経過し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	農業における後継者育成を図ることは、飯塚市の農地の保全、農業を振興するために重要な取り組みであり、市として引き続き行っていく必要がある。	
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	○		
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×		
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○		
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○		
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×		
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×		
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×		
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×		
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×		
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×			
4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×			

⑪ 担当課評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑫ 担当課総評		
	(1)補助金の必要性		○	農業従事者の高齢化、後継者不足を解消するため、農業後継者の育成を図ることは、飯塚市の農地の保全、農業を振興するために重要な取り組みであり、今後も継続して新規就農者の確保・育成を行っていく必要がある。	
	(2)補助金の効果		○		
	(3)補助金の継続性		○		
⑬ 審査員評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑭ 審査員総評		
	(1)補助金の必要性	3	3	2	別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(2)補助金の効果	4	2	2	
	(3)補助金の継続性	3	2	3	

新規参入者支援事業費補助金交付事業【経済部 農林振興課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	3	3	2	4	2	2	3	2	3
担当部署			○			○			○



■ 評価者総評（まとめ）

- 必要性に比べ、実際の新規就農件数は少なく、他施策を含めて新規就農を促進する枠組みを再検討すべき。
- 新規参入者を増やしたいという点に限っても、他の新規向け補助事業と併せて検討しないと効果や実効性が判断できない。ただし、本事業において、交付後の返還はないとのことなので、交付結果は適切・適正で、効果があるものと思う。
- 後継者育成などの他補助金と一体化すべき。
- 利用者が少ない。
- 農業者になるためのハードルが高すぎるのでは。農地法で規定されているとは思いますが、市の条例等に対応できることはないか検討すべき。
- 本市の独自の事業であり、独創性も認められるので、是非継続してほしい。
- 始めたばかりの事業であり、継続しない場合、利用しようと思っていた対象者に著しく不利益が生じる可能性がある。
- 利用者数も少なく、まだ成果が見えないので、評価ができない。
- 継続するのであれば、他の補助制度等と併せて整理し、成果が出やすい制度にする必要がある。
- 今後も継続とするが、先進地の現状を把握し、必要があれば見直すべき。

# 補助金調査票

No.	5		①担当課	医療保険課		
②補助金名称 (下段に制度概要、支出根拠を記載)	高齢者はりきゅう施術費給付金		③補助金の目的	後期高齢者医療制度加入者に末梢神経疾患及び運動器疾患に対してはりきゅうを施術することで健康の保持増進を図るため、施術料金の5割を給付し、はりきゅう施術の利用を促進する		
	「はり、きゅう受診券」を交付し、施術料金の半額を助成するもの 健康増進法 飯塚市はり、きゅう施術利用規則					
④交付先	市長が指定した施術担当者		⑤事業開始時期	平成20年度		
⑥終了(予定)						
⑦補助金額等の内容	区 分	平成28年度 (円)	比率(%)	平成29年度 (円)	比率(%)	差(H29-H28)
	交付先総収入(下記内訳合計)	2,904,300		2,905,000		700
	★市補助金額	1,988,106	68.5%	1,989,000	68.5%	894
	国県補助金等・その他収入	916,194	31.5%	916,000	31.5%	△ 194
	交付先自主財源(会費等)					0
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について	福岡県後期高齢者医療広域連合 長寿・健康増進事業					

⑧補助金の分類	①財源
	国県補助+市単独補助
	②性質
	扶助的補助
	③義務
	法令等に準ずる義務あり

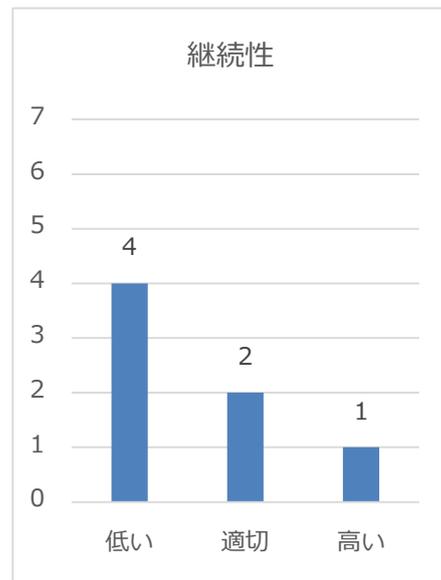
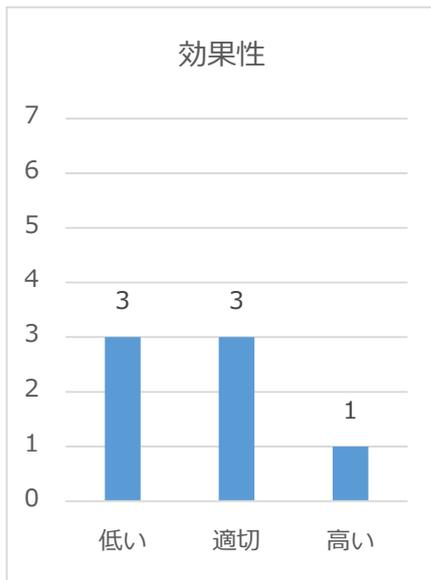
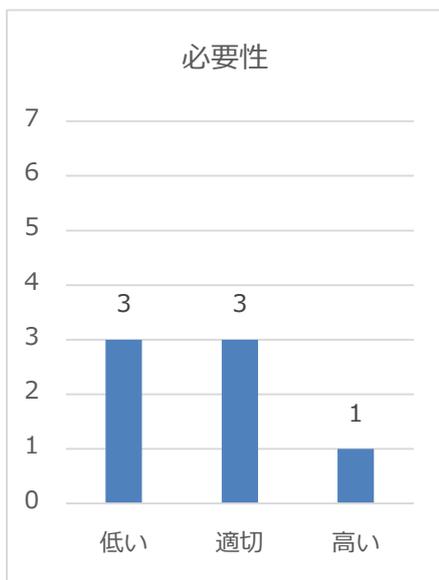
◎チェック		<理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など>			
⑨交付基準(交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	後期高齢者(75歳以上)に対象者を限定しているため対象者の拡大について見直しを検討しなければならない。しかし、国・県の補助対象とならないため、実施にあたっては、その時期・効果等を十分検証する必要がある。
		(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○	
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	×	
	(3)団体等の適格性	①補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○	毎年3,000件以上の利用があるため、後期高齢者の運動器疾患等の治療促進に繋がっている。	
		②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している	○		
	2 補助対象経費	(1)事業費対象の原則	③多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	○	1施術あたりの実績に応じた給付であるため事業費対象の原則は保たれている。
			④社会経済情勢から時宜を得ている	○	
		(2)補助率・補助単価の明確化の原則	①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)	○	
	3 期間	(1)事業費対象の原則	②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○	飯塚市はり、きゅう施術利用規則に規定
			③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○	
(2)補助率・補助単価の明確化の原則		①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○		
	当該補助金は通算3年経過していますか?	「はい」⇒ 下記⑩~⑫へ進む 「いいえ」⇒ 下記⑪~⑫へ進む	はい	※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択	

◎チェック		<理由、見直し改善策、方法、時期など>			
⑩補助金3年経過し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×	本市に登録している「はりきゅう施術所」は増加しており、対象者も毎年3,000件以上利用しているため継続しなければならないと考える。
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×		
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○		
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○		
		(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×		
	2 廃止	(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×		
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×		
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×		
	3 費目変更	(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×		
		補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×		
4 統合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×			

⑪担当課評価	評価項目	低い	←→	高い	⑫担当課総評 保険適用される「はりきゅう施術」は、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものに限定され、さらに、施術を受ける場合は、医師の同意が必要及び原則償還払い(治療費10割を支払い後日請求により9割又は7割を払い戻し)となっている。一方、本事業は医師の同意を必要とせず運動器疾患等であれば、はりきゅう券を提示することにより900円の自己負担で施術を受けることが出来る。この利便性の良さから、毎年施術利用者が3,000件以上利用しているため継続して実施しなければならない事業と考える。
	(1)補助金の必要性	○			
	(2)補助金の効果	○			
	(3)補助金の継続性	○			
⑬審査員評価	評価項目	低い	←→	高い	⑭審査員総評 別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(1)補助金の必要性	3	3	1	
	(2)補助金の効果	3	3	1	
	(3)補助金の継続性	4	2	1	

高齢者はりきゅう施術費給付金交付事業【市民環境部 医療保険課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	3	3	1	3	3	1	4	2	1
担当部署			○		○				○



■ 評価者総評（まとめ）

- 利用率が下がっており、利用〔者〕のあり方をまず検討・分析すべき。その結果で、今後の方向性は変わる。
- 延べ利用者数から一定数のリピータがいることが推測される。よって、何らかのメリットや効果はあるものと判断したが、利用〔者〕のあり方に関する現状把握、精査が必要。
- 利用率が低いと思われる。利用の効果への期待が少ないのではないか。
- はりきゅうに限定していることは疑問。
- 最近の傾向からみて、はりきゅうの施術だけ補助する必要が感じられない。効果も不明。
- 延べ人数が多いので継続とあるが、利用者はわずか 200 人程度で、明らかな効果も把握できていないのであれば、廃止も含めて見直す時期に来ているのではないか。
- 利用率は 33%で、年々減少傾向。当面は継続とするが、利用率の実態を調査し、見直しが必要。

# 補助金調査票

No.	6		①担当課	産学振興課				
②補助金名称 (下段に制度概要、支出根拠を記載)		飯塚市販路開拓支援補助金	③補助金の目的 市内企業が開発した新製品・新技術・新サービス等の販路開拓を支援し、売上の増加を図る。					
		市内企業が開発した新製品・新技術・新サービス等の販路開拓に要する経費に対し、その一部を補助するもの	⑤事業開始時期 平成22年度					
④交付先		市内の中小企業者	⑥終了(予定) 不明					
⑦補助金額等の内容	区 分	平成28年度 (円)	比率(%)	平成29年度 (円)	比率(%)	差 (H29-H28)	⑧補助金の分類	①財源
	交付先総収入(下記内訳合計)	2,607,000		3,000,000		393,000		市単独補助
	★市補助金額	2,607,000	100.0%	3,000,000	100.0%	393,000		②性質
	国県補助金等・その他収入					0		事業費補助
	交付先自主財源(会費等)					0		③義務
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について						0	義務なし	

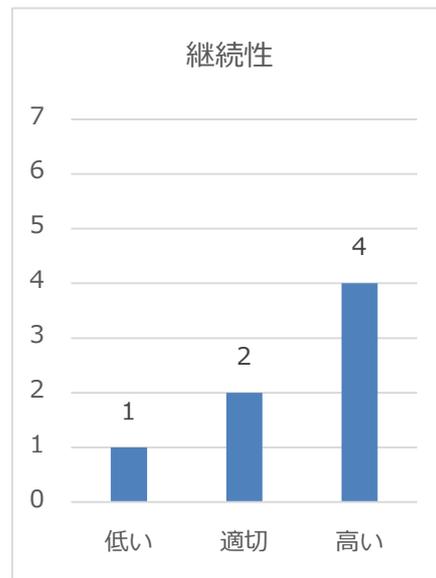
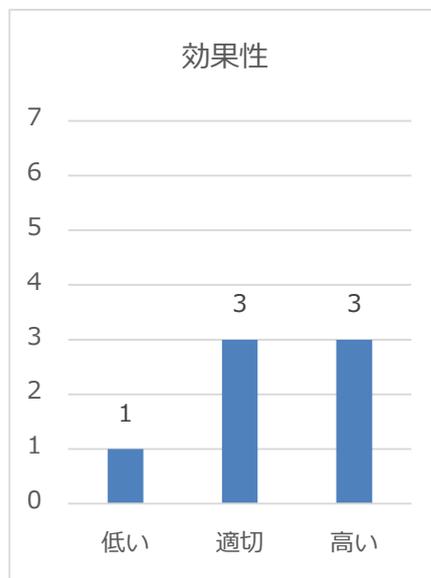
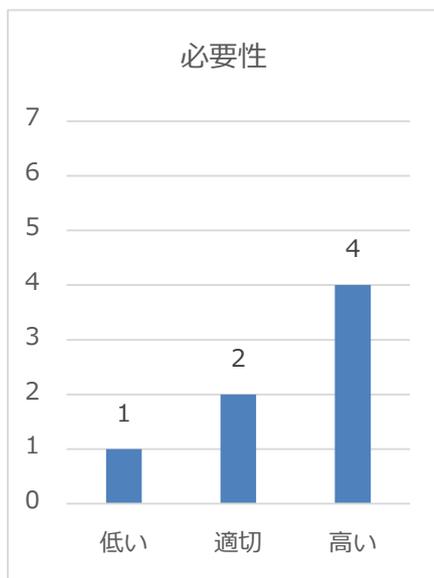
◎チェック			<理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など>				
⑨ 交付基準 (交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	市内企業の開発した新製品・新技術等の販路開拓を支援するもので、「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本方針に掲げている地場産業の育成に必要な事業である。		
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○			
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	○			
			④補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○			
	2 補助対象経費	(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	①事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している	○		補助金を活用して都市圏等での展示会に出展したことにより、企業の認知度の向上及び販路拡大の効果が認められる。 【平成28年度実績】 補助金採択事業者の商談件数: 103件	
			②多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	×			
			④社会経済情勢から時宜を得ている	○			
	3 期間	当該補助金は通算3年経過していますか?	(3)団体等の適格性	①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は剰余金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)		○	補助金交付の採択については、有識者で構成する審査会(附属機関)において事業内容の調査及び審議を行っている。 また、事業完了から5年間、事業実施状況等の調査を行い、事業の継続性や成果の確認を行っている。
				②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している		○	
			(1)事業費対象の原則	①団体運営経費にかかる補助となっていない(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)		○	事業費に対しての補助であり、左記に関わる経費は補助金交付要綱において対象外としている。
		(2)補助率・補助単価の明確化の原則	②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○			
			③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○			
			①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○	補助金額等は補助金交付要綱で規定しており、要綱に基づいて交付額を決定している。		
			「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む	はい			
			「いいえ」⇒ 下記⑪～⑫へ進む	はい	※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択		

◎チェック			<理由、見直し改善策、方法、時期など>			
⑩ 補助金3年経過し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「大学力と連携し、地域経済を牽引するまちづくり」の施策としての事業であり、継続して実施する必要がある。		
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×			
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×			
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	×			
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○			
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×			
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×			
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×			
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×			
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×			
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×				
4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×				

⑪ 担当課評価	評価項目	低い	←→	高い	本補助金は、第2次飯塚市総合計画(2017～2026)の「4-2 地場産業の振興」施策を実現するための基本事業で、「販路拡大の促進」を図るものである。 企業競争力の向上や企業の育成など地場産業の振興を図るためには、販路開拓に取り組む企業への継続した支援が必要である。
	(1)補助金の必要性			○	
	(2)補助金の効果			○	
	(3)補助金の継続性			○	
⑬ 審査員評価	評価項目	低い	←→	高い	別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(1)補助金の必要性	1	2	4	
	(2)補助金の効果	1	3	3	
	(3)補助金の継続性	1	2	4	

販路開拓支援補助金交付事業【経済部 産学振興課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	1	2	4	1	3	3	1	2	4
担当部署			○			○			○



■ 評価者総評（まとめ）

- 大学・高専・高校など、研究・教育機関と企業との連携を推進することで、申請も増えるのではないかと。
- 交付による効果（売上増大、販路拡大）を具体的・積極的にアピールした方が良い。
- もっと違った方法で企業支援しても良いと思う。
- 東京など大都市又は海外で、市全体の大きなイベントに参加してはどうか。
- 更に推進するならば、補助額を増加した方がよいのではないかと。上限が100万円では中途半端な気がする。
- 市の独自性とビジョンの方向性を発揮し、広く市民に明るい話題を提供できるという点でも、是非継続してほしい。
- 今後とも継続とするが、商談件数及び売上実績の傾向分析を行い、推進してほしい。

# 補助金調査票

No.	7	小中学校通学助成事業(庄内小、飯塚一中)	①担当課	学校教育課				
②補助金名称 (下段に制度概要、支出根拠を記載)		小中学校通学助成事業(飯塚一中のみ平成28年度まで)	③補助金の目的 対象児童及び生徒の通学時における安全確保と保護者の精神的負担の軽減、かつ、対象世帯の経済的負担の軽減を図る。					
		校区統合等により、遠距離から通学する児童・生徒を対象とし、その保護者に、通学用の定期券代を助成するもの。飯塚市立庄内小学校通学助成金交付要綱、飯塚市立飯塚第一中学校通学定期券助成金交付要綱	⑤事業開始時期 不明					
④交付先		要綱に定める児童の保護者	⑥終了(予定)					
⑦補助金額等の内容	区分	平成28年度(円)	比率(%)	平成29年度(円)	比率(%)	差(H29-H28)	⑧補助金の分類	
	交付先総収入(下記内訳合計)	2,073,210		1,610,000		△ 463,210		①財源 市単独補助
	★市補助金額	2,073,210	100.0%	1,610,000	100.0%	△ 463,210		②性質 事業費補助
	国県補助金等・その他収入					0		③義務 義務なし
	交付先自主財源(会費等)					0		
	前年度からの繰越額					0		
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について								

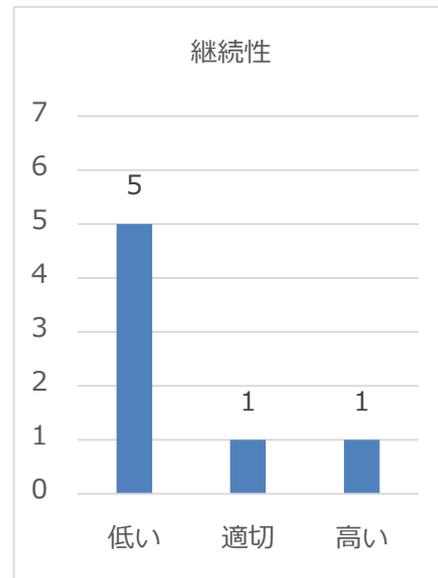
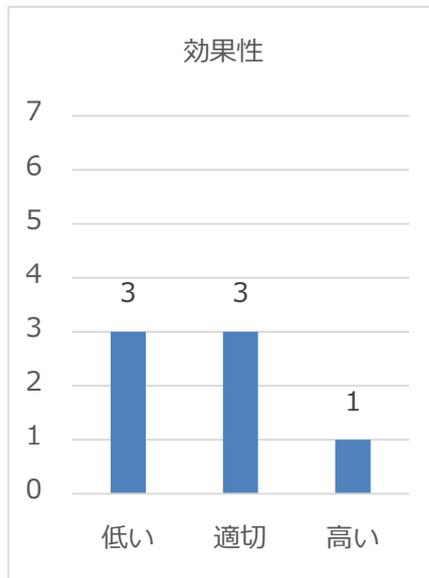
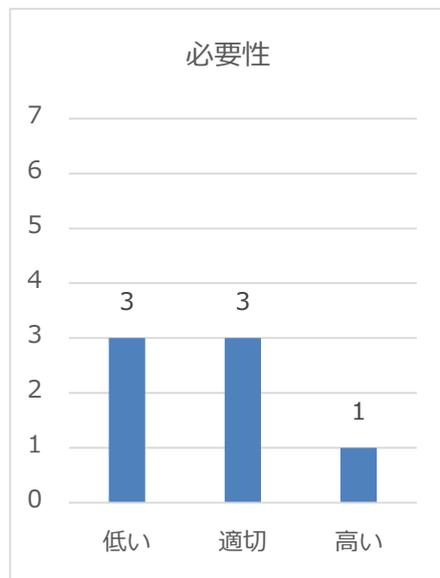
◎チェック		＜理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など＞					
⑨交付基準(交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	対象児童及び生徒の通学時における安全確保と保護者の精神的負担の軽減、かつ、対象世帯の経済的負担の軽減に十分な効果がでている。		
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○			
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	×			
			④補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○			
	2 補助対象経費	(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	①事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している	○	通学途中の不審者事案の発生等、現在の社会情勢を鑑み、小学校低学年の通学時の危険・不安の軽減に有効と思われる。		
			②多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	○			
			③社会経済情勢から時宜を得ている	○			
		(3)団体等の適格性	①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)				
	3 期間	(1)事業費対象の原則	①団体運営経費にかかる補助となっていない(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)	○	上記の説明どおり、対象児童の通学定期として利用したことを確認しており、補助が確実に補助対象の費用として利用されている。		
			②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○			
③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない			○				
3 期間	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○	補助対象が定期券代であり、金額が変動するため、要綱に明確な金額は記載していない。補助率は100%で、定期券の金額を実費補助している。			
		当該補助金は通算3年経過していますか？	「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む 「いいえ」⇒ 下記⑪～⑫へ進む		はい		
				※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択			

◎チェック		＜理由、見直し改善策、方法、時期など＞					
⑩補助金3年経過後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	庄内小学校の生徒に対する補助に関しては、小学生の通学を支援する意味で、児童・保護者の負担軽減に有効である。対象も小学校1～3年生、地域も限定しており、必要最小限の補助と判断しており、現行のままの事業継続は必要と判断している。 飯塚第一中学校の生徒に対する補助に関しては、必要最小限度の補助を念頭に見直しを行い、平成28年度で終了しております。			
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×				
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×				
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○				
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○				
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×				
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×				
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×				
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×				
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×				
	3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×				
	4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×				

⑪担当課評価	評価項目	低い	←→	高い	補助継続の必要性は高いと判断しております。補助内容についても平成28年度で、飯塚第一中学校分を廃止する等、必要最小限を念頭に適宜検討を続けており、妥当と考えております。
	(1)補助金の必要性			○	
	(2)補助金の効果			○	
	(3)補助金の継続性			○	
⑬審査員評価	評価項目	低い	←→	高い	別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(1)補助金の必要性	3	3	1	
	(2)補助金の効果	3	3	1	
	(3)補助金の継続性	5	1	1	

小中学校通学助成金交付事業【教育部 学校教育課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	3	3	1	3	3	1	5	1	1
担当部署			○			○			○



■ 評価者総評（まとめ）

- 旧町時代からの経路依存という印象。他に必要な地域・学校があるなら、対象は全市に拡大したうえで再検討すべき（公平性、透明性の観点から広く要望を募るべきか見当が必要）。
- 利用者は「申請できるから」申請しているにすぎない可能性もあるので、本当に必要とされているのか判断できない。全市の状況を見て再考するのであれば、必要性・継続性は高いと思う。
- スクールバスの拡充は不可能なのか、併せて検討すべき。
- なぜ庄内小学校のみなのか、他校と比較して疑問。整合性も認められない。
- 廃止で検討すべき。
- 少なくとも対象者の見直しの必要性がある。（特に有井地区）過去の経緯よりも全市的な統一感が必要。
- 合併から10年が経過しており、他の児童・保護者との公平性を考えると、見直しを行う時期に来ている。
- 利用率は55%、年々減少。他の小学校は補助金がなく、廃止の検討が必要。

# 補助金調査票

No.	8		①担当課	住宅政策課					
②補助金名称 〔下段に制度概要、支出根拠を記載〕	飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金		③補助金の目的	本市への定住を促進する。					
	【～H28】建物に対する消費税抜きの購入費用に100分の10を乗じた額とし、新築で上限50万円(市内業者加算10万円)、中古で上限30万円とする。【H29.4～H29.12】新築・中古ともに上限を30万円とし、加算を廃止。		⑤事業開始時期	平成24年度					
④交付先	転入定住者		⑥終了(予定)	平成29年度					
⑦補助金額等の内容	区 分	平成28年度 (円)	比率(%)	平成29年度 (円)	比率(%)	差 (H29-H28)	⑧補助金の分類	①財源	国県補助+市単独補助
	交付先総収入(下記内訳合計)	45,914,000		39,910,000		△ 6,004,000		②性質	事業費補助
	★市補助金額	20,332,000	44.3%	21,955,000	55.0%	1,623,000		③義務	義務なし
	国県補助金等・その他収入	25,582,000	55.7%	17,955,000	45.0%	△ 7,627,000			
	交付先自主財源(会費等)	0				0			
前年度からの繰越額	0				0				
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について	社会資本整備総合交付金(県地域住宅計画の定住新事業:0.45、中心市街地活性化事業の街なか定住促進事業:0.50)								

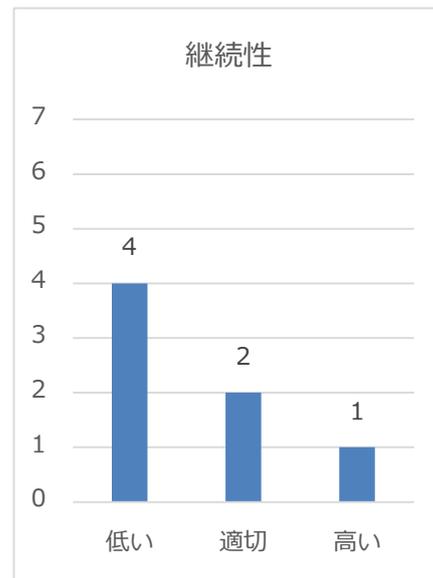
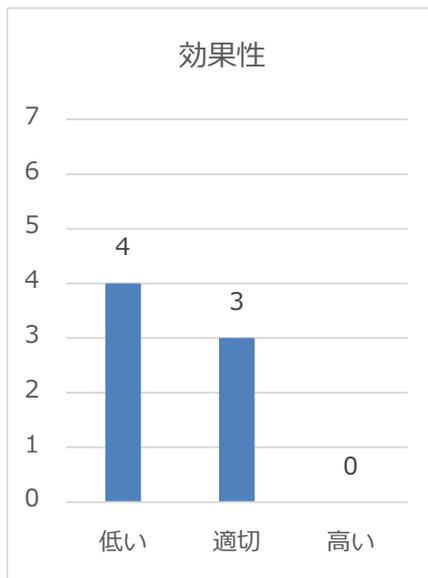
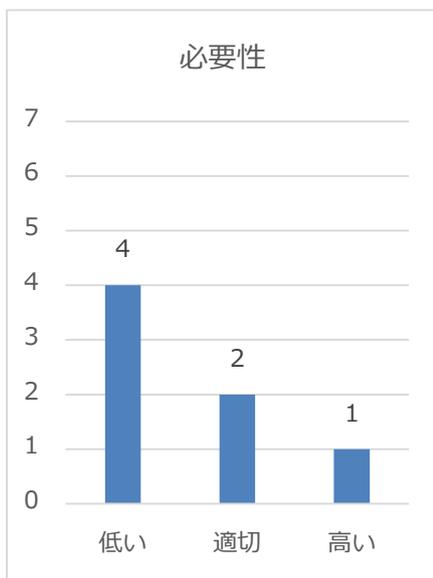
◎チェック		《理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など》			
⑨ 交付基準 (交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	本市への定住を促進し、活気に満ちた地域社会を築くために転入定住者に補助することから公共性は高いとは言えない。
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○	
		(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	×	
			④補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	×	
	(3)団体等の適格性	①事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している	○	交付金対象者にアンケートを行った結果、88%が「本制度がなくても市内に住宅を取得した。」と回答し、事業の有効性は定かではないが、「本制度は定住促進の要因となる。」と90%の方が回答していることから、本市転入定住の一定の動機付けとなっており、一応の効果があると考える。	
		②多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	×		
	2 補助対象経費	(1)事業費対象の原則	①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)	○	
			②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している	○	
		(2)補助率・補助単価の明確化の原則	①団体運営経費にかかる補助となっていない(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)	○	
			②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○	
3 期間	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○	※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択	
		④補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○		
当該補助金は通算3年経過していますか？		「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む	はい		
		「いいえ」⇒ 下記⑪～⑫へ進む	はい		

◎チェック		《理由、見直し改善策、方法、時期など》			
⑩ 補助3年見直し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	本補助金には、社会資本整備総合交付金が45%充てられていることから、市の負担は義務的である。 アンケート結果より、本補助金制度が本市への転入定住を促進する効果的な事業であることは定かではないが、本市の定住促進の唯一の事業であることから継続する必要があると考える。	
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	○		
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×		
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○		
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	×		
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×		年度途中で予算不足を生じることから、施策は浸透しおりの目的は達成していると考えられる。 転出抑制策としても有効な「市内転居者への制度拡大」の要望も多いため、交付対象者を市内転居者へも拡大し、事業効果の増大を図りたい。
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	○		
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×		
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	○		
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×		
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×			
4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×			

⑪ 担当課評価	評価項目	低い	←→	高い	本補助金制度が、現状では本市の定住促進の唯一の事業であることから、対象を拡充し「転出抑制及び空家対策」の一環として、市内転居者等へも奨励金を交付する等で、更に事業効果を拡大し継続する必要があると考える。
	(1)補助金の必要性		○		
	(2)補助金の効果		○		
	(3)補助金の継続性		○		
⑫ 審査員評価	評価項目	低い	←→	高い	別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(1)補助金の必要性	4	2	1	
	(2)補助金の効果	4	3	0	
	(3)補助金の継続性	4	2	1	

マイホーム取得奨励金交付事業【都市建設部 住宅政策課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	4	2	1	4	3	0	4	2	1
担当部署		○			○				○



■ 評価者総評（まとめ）

- 転出抑制策として検討する点は興味深いですが、転入増進、転出抑制のいずれにしても、ニーズや移住・定住の要因となっているのか、分析が必要。
- 交通・生活の利便性、教育環境、生まれ育ったまちだから、というのが転入の理由ならば、それとセットで本事業をPRしていけばよいと思う（飯塚市出身者（市内高校卒業生等）を対象とした告知を強化するなど）。
- 「筑豊地域内では飯塚市が一番住みやすい」のであれば、この補助金は不要という視点もある。
- 補助金があるから飯塚市へ移住すると有意義に意思決定したとは思いつらい。あまり効果があるとは考えられない。
- もっと魅力ある街づくりに予算を使用した方がよいと考える。
- アンケートからもこの制度が定住促進に効果をもたらしているとは考えにくい。他市町村とは違った、もっと魅力的な事業に効果的に補助すべき。
- アンケート結果で88%の人が「本制度がなくても市内に住宅を取得した」という事であれば、本制度が定住化政策につながっていないと思われる。この制度を活用するのであれば、独自性があり、「この制度があるから飯塚市に来る」という制度でないで定住化政策として役割は果たしていないと思われる。継続するなら他自治体が行っているように、空き家対策や私有地売却とも絡めて推進する必要があるのではないかと。
- 今後とも継続とするが、筑豊地区以外の転入者を増やす計画の検討が必要。

# 補助金調査票

No.	9		①担当課	環境整備課			
②補助金名称 〔下段に制度概要、支出根拠を記載〕	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業		③補助金の目的	住宅用太陽光発電システム設置費の一部を補助することにより、自然エネルギーの利用を促進し、有効活用することで環境負荷の少ない循環型社会を構築するため。			
	市内で、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 飯塚市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱						
④交付先	市内で、自ら居住し、若しくは居住することとしている個人		⑤事業開始時期	平成23年度			
			⑥終了(予定)				
⑦補助金額等の内容	区 分	平成28年度 (円)	比率(%)	平成29年度 (円)	比率(%)	差 (H29-H28)	⑧補助金の分類
	交付先総収入(下記内訳合計)	4,452,000		1,278,000		△ 3,174,000	
	★市補助金額	4,452,000	100.0%	1,278,000	100.0%	△ 3,174,000	
	国県補助金等・その他収入					0	
	交付先自主財源(会費等)					0	
	前年度からの繰越額					0	
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について							

①財源
市単独補助
②性質
事業費補助
③義務
義務なし

⑨チェック		《理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など》				
⑨ 交付基準 (交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し補助金を交付することで、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、自然エネルギーの有効活用等を促進することができる。	
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○		
		(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	○		
			④補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○		
	(3)団体等の適格性	①事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している	○	平成23年度の開始から平成29年9月までの期間で1,215世帯に補助金を交付しているが、このことによる地球温暖化防止としてのCO2削減効果は、年間1,428tとなり、森林のCO2吸収率にすると277.8ha(3.0km×926m)の広さになる。平成28年度(57件補助金交付)でいうと、67tのCO2削減効果となり、森林のCO2吸収率にすると13ha(360m×362m)の広さとなる。		
		②多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	○			
	(1)事業費対象の原則	③社会経済情勢から時宜を得ている	○			
		①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は剰余金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)	○			
	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している	○			飯塚市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱
		③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○			
3 期間	当該補助金は通算3年経過していますか？	「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む	はい		※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択	
		「いいえ」⇒ 下記⑩～⑫へ進む	はい			

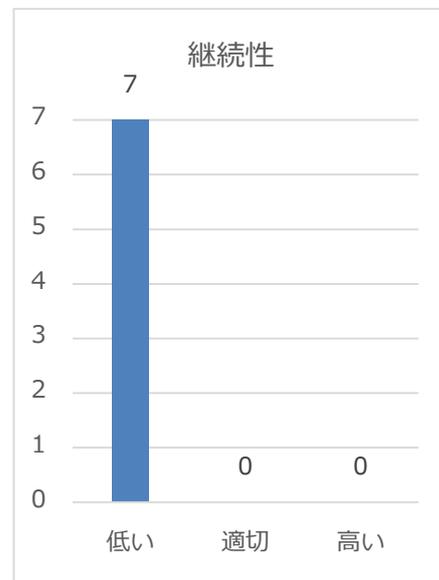
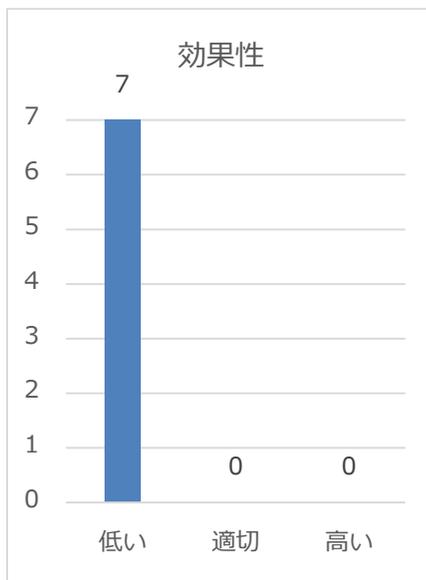
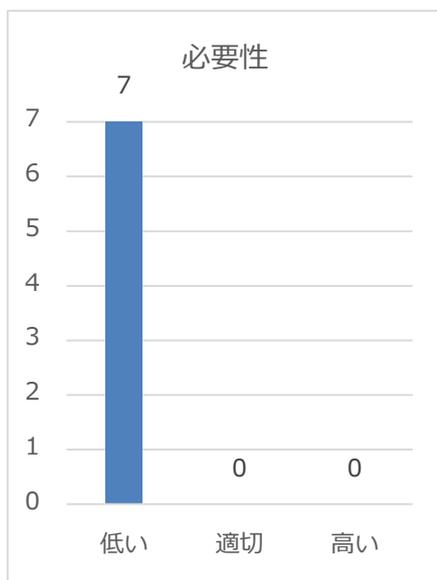
⑩チェック		《理由、見直し改善策、方法、時期など》			
(⑩)補助金見直し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	地球温暖化対策として、これからも自然(再生可能)エネルギーを利用した取組みの普及・促進に向けた施策は継続する必要がある。平成27年度の申請件数は58件であり、平成28年度は57件でした。	
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×		
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×		
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	×		
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	×		
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×		
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×		
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×		
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×		
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×		
	3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×		
	4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×		

⑪ 担当課評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑫ 担当課総評
	(1)補助金の必要性	○	
	(2)補助金の効果	○	
	(3)補助金の継続性	○	
⑬ 審査員評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑭ 審査員総評
	(1)補助金の必要性	7 0 0	
	(2)補助金の効果	7 0 0	
	(3)補助金の継続性	7 0 0	

別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業【市民環境部 環境整備課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	7	0	0	7	0	0	7	0	0
担当部署			○			○			○



■ 評価者総評（まとめ）

- 利用者数は減少しており必要性は感じない。
- 市の単独補助は必要ない。
- 廃止で検討すべき。
- 補助事業としての役目は終わったと考える。
- 太陽光システムの需要が下がっているのであれば、他に需要が見込まれ、自然エネルギー利用の促進につながるような手法（たとえば、蓄電システムに補助を出す等）を再考するなど見直しすべき。
- 一定程度の普及が進んだものと判断されるため、廃止すべきである。

# 補助金調査票

No.	10		①担当課	人権・同和政策課			
②補助金名称 〔下段に制度概要、支出根拠を記載〕		奨学生学習会参加補助金	③補助金の目的 部落解放・人権確立に取組む高校生(奨学生)が人権学習会に参加し、差別撤廃・人権社会の実現に向けて、論議、意見交流等を深め、将来の夢を育てることを目的とする。				
④交付先		部落解放同盟飯塚市協議会	⑤事業開始時期	平成19年度			
⑦補助金額等の内容			⑥終了(予定)				
		区 分	平成28年度 (円)	比率(%)	平成29年度 (円)	比率(%)	差(H29-H28)
内訳		交付先総収入(下記内訳合計)	95,240		92,220		△ 3,020
		★市補助金額	95,240	100.0%	92,220	100.0%	△ 3,020
		国県補助金等・その他収入					0
		交付先自主財源(会費等)					0
		前年度からの繰越額					0
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について		高校生が学習会に参加するための旅費及び参加費の実費を補助しているため、減額調整等はしていない。					

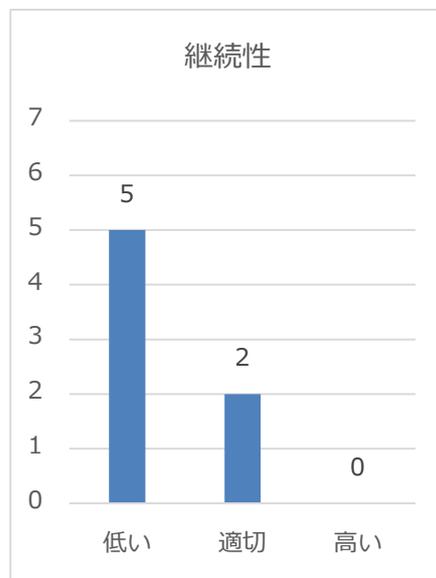
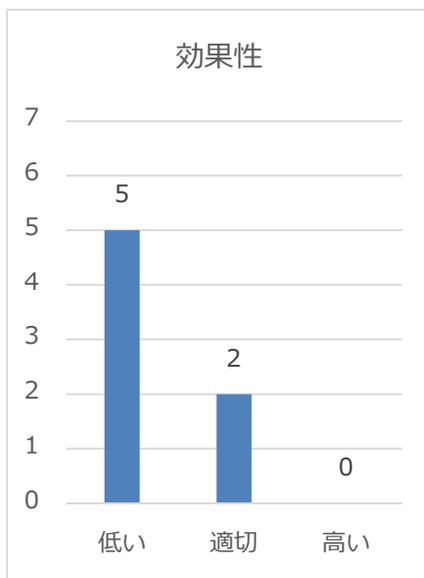
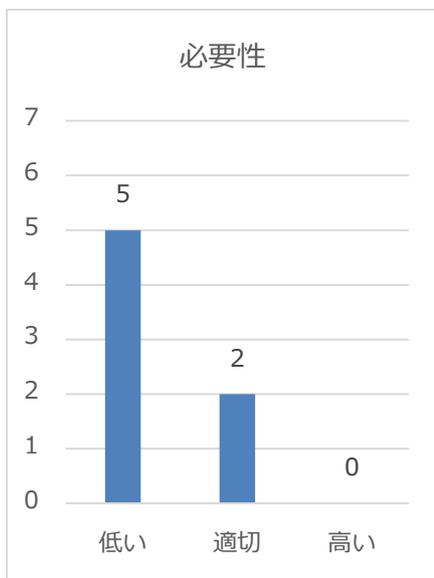
⑧補助金の分類	①財源
	市単独補助
	②性質
	事業費補助
	③義務
	義務なし

◎チェック		理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など				
⑨交付基準(交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公益性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	人権教育・人権啓発の推進は、地方公共団体の責務であり、高校生(奨学生)が人権学習会に参加することで部落問題・人権問題の学習を深め、差別撤廃・人権社会の実現に向けて、将来の夢を育てることができている。	
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○		
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	×		
		(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)	①補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○		
	②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している		○			
	③多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である		○			
	(3)団体等の適格性	④社会経済情勢から時宜を得ている	○			
		①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)	○			
	2 補助対象経費	(1)事業費対象の原則	②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している	○		補助金を交付することにより、部落解放・人権確立に取組む高校生(奨学生)を育成することができ、学習会に参加した高校生が卒業後、地域の学習会等に参加し、後輩の育成を行っている。
			①団体運営経費にかかる補助となっていない(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)	○		
②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない			○			
(2)補助率・補助単価の明確化の原則	③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○	高校生が学習会に参加するための旅費及び参加費の実費を補助している。			
	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○				
3 期間	当該補助金は通算3年経過していますか?	「はい」⇒ 下記⑩～⑫へ進む	はい	※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択		
		「いいえ」⇒ 下記⑩～⑫へ進む				

◎チェック		理由、見直し改善策、方法、時期など			
⑩補助金3年経過し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている		×	人権教育・人権啓発の推進は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別解消推進法の中で地方公共団体の責務であると謳われている。人権学習会に参加した高校生が、地域の学習会等に参加し、後輩の育成に携わることで、人権が大切にされ個性ある市民主役の協働のまちづくりの一部を担っており、参加人数が減少傾向にあるが、人権教育の推進を図るためにも、補助金の交付は継続する必要がある。
			(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×	
			(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×	
			(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○	
			(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○	
	2 廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助である	×		
		(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている	×		
		(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている	×		
		(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている	×		
		(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)	×		
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×			
4 統合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×			

⑪担当課評価	評価項目	低い	←→	高い	高校生(奨学生)に対し、人権問題の認識を新たにするため、学習と理解を深め、同和問題やさまざまな人権問題について考える機会を与えることができた。参加人数が減少傾向にあるが、人権教育の推進を図るためにも、継続する必要がある。
	(1)補助金の必要性	○			
	(2)補助金の効果	○			
	(3)補助金の継続性	○			
⑬審査員評価	評価項目	低い	←→	高い	⑭審査員総評 別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり
	(1)補助金の必要性	5	2	0	
	(2)補助金の効果	5	2	0	
	(3)補助金の継続性	5	2	0	

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	5	2	0	5	2	0	5	2	0
担当部署		○			○			○	



■ 評価者総評（まとめ）

- 高校生に限定した事業が単独で存在することの必要性が不明。団体への補助金内で実施すべきではないか。
- 同和関係団体の会員の高校生しか参加できないのであれば、団体への補助金で賄うべきではないか。
- 参加者を増やしたいなら、同和団体を通さない交付のあり方（会員にならなくても参加・申請できるなど）を構築することも検討してはどうか。
- 事業名称が曖昧。内容がわかるよう変更した方がよい。
- 効果が判断できない。
- 高校生はこの事業に魅力を感じていないのではないか。参加人数が少なすぎるように思う。
- 利用希望者も少なく、用途も限定的で、わざわざ1件の事業として取り組む必要があるのか疑問。他の事業と統合できるのではないか。
- 参加者数も少なく効果が出ていない。会員に限定せず幅広く参加できるよう検討することで、この事業の大きな目的である人権同和学习の推進につながるのではないか。
- 今後とも継続とするが、参加者が少ないので実態調査し、見直しが必要。

補助金調査票

No.	11	①担当課	人事課			
②補助金名称 〔下段に制度概要、支出根拠を記載〕	通信教育助成金	③補助金の目的	通信教育講座を実施し、修了者に対して受講料の一部を助成することで、職員の能力開発及び資質の向上を図り、併せて自己啓発を促進するもの。			
	・飯塚市職員研修所(人事課)が選考した、通信教育講座について、職員を対象に受講生を公募し、講座を修了した者に対し、12,000円を限度に受講料の一部を助成する。 ・通信教育受講要領	⑤事業開始時期	1994年			
④交付先	通信教育講座修了者	⑥終了(予定)	不明			
⑦補助金額等の内容	区分	平成28年度(円)	比率(%)	平成29年度(円)	比率(%)	差(H29-H28)
	交付先総収入(下記内訳合計)	128,000		188,000		60,000
	★市補助金額	128,000	100.0%	188,000	100.0%	60,000
	国県補助金等・その他収入					0
	交付先自主財源(会費等) 前年度からの繰越額					0
◆繰越額取扱いの考え方、国県市補助金等の交付率、市補助金に充当する特定財源について						

⑧補助金の分類	①財源	市単独補助
	②性質	事業費補助
	③義務	義務なし

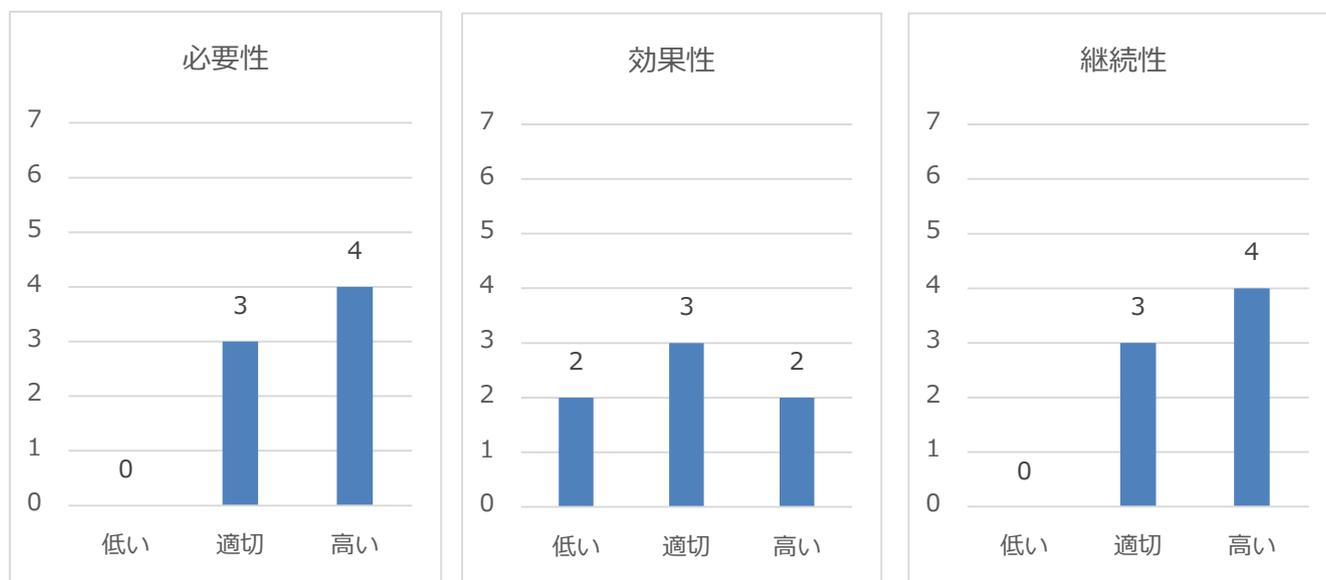
◎チェック			＜理由、成果、必要性、課題、見直し改善策、方法、時期など＞			
⑨交付基準(交付基準に照らした補助の必要性)	1 判断指針	(1)事業の公共性(必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供していない	×	飯塚市人材育成基本計画(以下「基本計画」という。)の主テーマである「セルフ・マネジメント型職員」育成の一貫として、職員を対象とし、かつ公募により実施しているため、左記項目には該当しない。	
			②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進している	○		
			③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められる	×		
	(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)		①補助金の交付に対して効果が認められる【具体的効果】	○		職員を対象とし、かつ公募により実施しているが、基本計画の中で目指す自律的な職員の能力開発及び資質の向上という点では、有効性があると考えられる。
			②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致している	○		
			③多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	×		
			④社会経済情勢から時宜を得ている	×		
	(3)団体等の適格性		①団体等の会計処理及び使途が適切である(・団体等の決算において実質的に繰越金又は剰余金等が補助金額を超えていない・団体等において適正な監査機能を有している)			対象が職員個人であり、通信教育講座修了を確認のうえ受講料の一部を助成するものであり、助成については、通信教育受講要領に記載している。
			②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している			
	2 補助対象経費	(1)事業費対象の原則		①団体運営経費にかかる補助となっていない(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)		○
			②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等が含まれていない	○		
			③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費が含まれていない	○		
	(2)補助率・補助単価の明確化の原則		①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定している	○		
3 期間	当該補助金は通算3年経過していますか?	「はい」⇒下記⑩～⑫へ進む		はい	※平成27年度以前開始の補助金→「はい」を選択 (平成27年度開始分は本年度で3年を経過するため、次年度以降の継続の可否を調査するもの) ※平成28年度以降開始の補助金→「いいえ」を選択	
		「いいえ」⇒下記⑪～⑫へ進む				

◎チェック			＜理由、見直し改善策、方法、時期など＞		
(⑩)通算3年経過し後の補助金に関する判断基準	1 継続(見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられている	×	通信教育については、基本計画の中で目指す自律的な自己啓発の一つであり人材育成の基本と捉えていることから、今後も継続していく必要がある。	
		(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的である	×		
		(3)他市町村との協議等により市の負担が決定している	×		
		(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している	○		
		(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められる	○		
	2 廃止		(1)既存の団体運営経費に対する補助である		×
			(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されている		×
			(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れている		×
			(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しい、事業目的があいまいになっている		×
			(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助している(自主財源による運営が可能な場合を含む)		×
3 費目変更	補助金になじまない事業(市の直接経費での支出)である	×	市の直接経費での支出であるが、通信教育は職員の自己啓発の一つであり、飯塚市職員研修所(人事課)が選考した通信教育講座を修了した職員に対する助成であるため、改善の余地は無いと考える。		
4 統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果がある	×			

⑪担当課評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑫担当課総評	通信教育については、基本計画の中で目指す自律的な自己啓発の一つであり、人材育成の基本と捉えており、職員の意識改革ひいては住民サービスの向上も期待できることから、今後も継続する必要がある。		
	(1)補助金の必要性				○	
	(2)補助金の効果				○	
⑬審査員評価	評価項目	低い ←→ 高い	⑭審査員総評	別紙「評価者総評(まとめ)」のとおり		
	(1)補助金の必要性	0			3	4
	(2)補助金の効果	2			3	2
	(3)補助金の継続性	0	3	4		

通信教育助成金交付事業【総務部 人事課】

評価者	必要性			効果性			継続性		
	低い	適切	高い	低い	適切	高い	低い	適切	高い
委員	0	3	4	2	3	2	0	3	4
担当部署			○		○				○



■ 評価者総評（まとめ）

- 受講終了後も含めたフィードバックが重要（満足度、要望など）。
- 受講したものが具体的に活かせる制度検討が必要。
- 具体的にどんな効果が受講修了者・組織・サービスの提供においてみられたのかを知りたかった（効果を判断できない）。
- 必要性は高いと思うが、通信教育だけでなく大学や専門学校にも枠を広げるべき。
- もっと多くの人を受けよう制度設計が必要。
- 対象コースを増やす等の工夫をして、もっと推進すべき。
- 講座受講をし、自己啓発をすることは市民サービスの向上につながるので良い補助制度だが、市民の税金を使うから、より効果ができるようにすべき。今のままでは効果が低い。例えば、志望動機の確認や、成果を把握してはどうか。
- 補助直接費が 12～3 万なのに、人件費が 90 万弱かかっており、もっとスリム化する必要がある。
- 今後とも継続とするが、受講者が少ないので、実態調査し改善が必要。